

茨城町公共施設等総合管理計画

(素案)

パブリックコメント用資料



平成 29 年 2 月

茨城町

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	
1 背景	1
2 目的	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間	2
5 計画の対象範囲	3
第2章 公共施設等の現況および将来の見通し	
1 公共施設等の現況	4
2 人口推移と将来人口推計	13
3 財政状況	14
4 公共施設等の将来更新等費用推計及び財源の見込	18
5 現状と課題に関する基本認識	30
6 町民アンケートによる意向調査	31
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	
1 基本目標	40
2 管理の実施方針	42
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 建築物系公共施設	46
2 インフラ系公共施設	60
第5章 フォローアップ実施体制	
1 全庁的な取り組み体制の構築	64
2 情報の一元管理と共有のあり方	64
3 フォローアップの実施方針	65

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景

本町は、国指定遺跡である小幡北山埴輪製作遺跡が形成されるなど、縄文・弥生時代から人々が住み着き、農業に適した土地と交通の要所として発展しました。

昭和40年代には、国道6号バイパスが整備されたほか、都市計画区域や区域区分が指定されるなど、水戸・勝田都市圏における農業生産地や田園環境を有する住宅地として発展しました。

近年では、北関東3県を結ぶ北関東自動車道の整備に伴う企業誘致の推進のため、茨城中央工業団地の整備が進められるとともに、高齢社会に対応したまちづくりをコンセプトとした住宅地として、桜の郷地区が整備されています。

このような歴史の中で、行政需要の拡大や町民ニーズの多様化にこたえる形で、様々な公共施設の建設や整備を行ってきました。

特に、学校教育系施設や公営住宅、町民文化系施設・社会教育系施設、行政系施設などの建築物の多くは、昭和40年代から昭和50年代にかけて集中的に整備してきました。その結果、近い将来、一斉に大規模修繕や建替えの時期を迎えることとなります。

加えて、道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設も同様の傾向にあり、今後、これらすべての公共施設を、これまでと同じような水準で維持・更新していくことは、少子高齢化や人口減少が見込まれる中、大きな財政負担となることが想定されます。

このような課題に対応するため、公共施設の耐震化や長寿命化を推進していく必要性が増してきています。

さらに、すべての公共施設の現状について総合的に管理し、全体的かつ長期的な視点で、公共施設の効率的な維持管理や建替え、再配置等を計画的に進めていくことが求められています。

2 目的

公共施設を取り巻く現状について客観的に分析することにより、長期的な視点で、公共施設の管理を総合的に推進し、効果的かつ効率的に質の高い公共サービスを提供できるようにすることを目的として「茨城町公共施設等総合管理計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

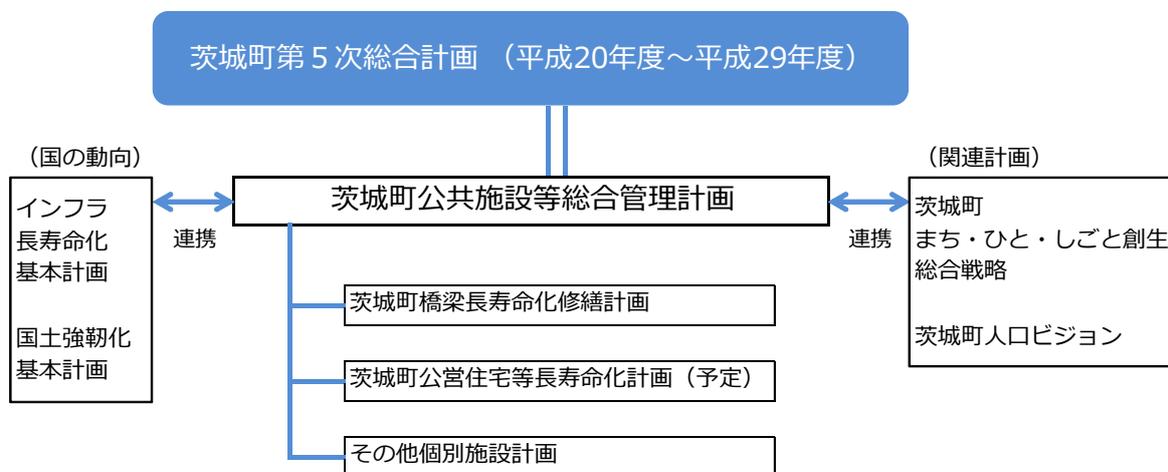
3 計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものです。

また、本町の最上位計画である「茨城町総合計画」の下位計画として、「茨城町橋梁長寿命化修繕計画」及び「茨城町公営住宅等長寿命化計画」などとの連携を図り、各施設や事業目的における公共施設等の役割や機能等を踏まえた横断的な考え方を示すものです。

なお、各種既存計画等の見直しの際には、本計画との整合性を図るものとします。

図 1-1 本計画の位置づけ



4 計画期間

公共施設等を計画的に管理するためには、長期的視点が必要であるため、本計画については平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とします。

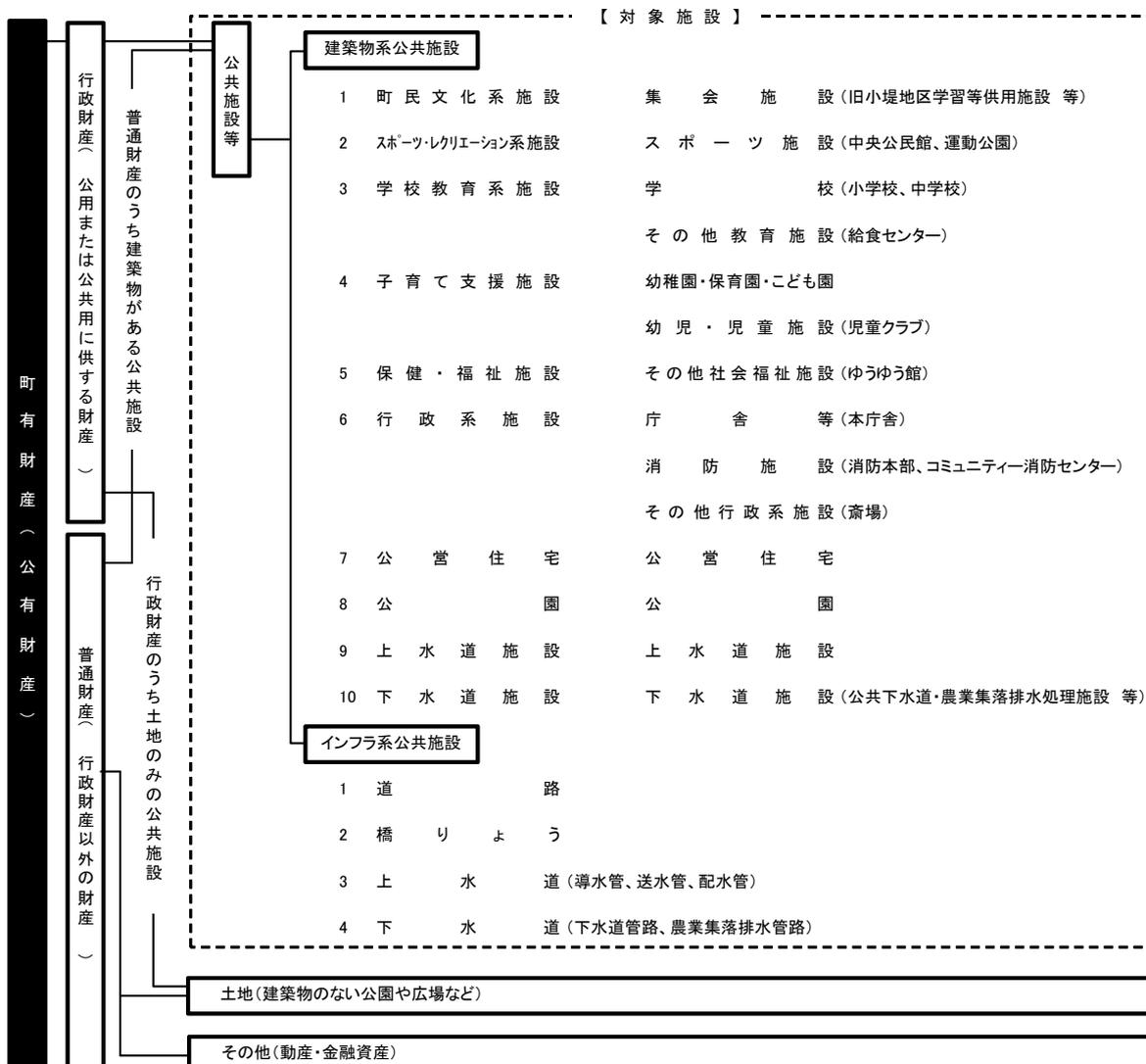
5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲を図 1-2 に示します。

本計画の対象は、行政財産、普通財産を問わず町有財産の建築物（敷地を含む）及び行政財産である道路、橋りょう等を対象範囲とするものであり、これらを「公共施設等」とします。

公共施設等は、建築物系公共施設として、1.町民文化系施設、2.スポーツ・レクリエーション系施設、3.学校教育系施設、4.子育て支援施設、5.保健・福祉施設、6.行政系施設、7.公営住宅、8.公園、9.上水道施設、10.下水道施設の 10 類型、そして、インフラ系公共施設として、1.道路、2.橋りょう、3.上水道、4.下水道の 4 類型とします。

図 1-2 本計画の対象範囲



第2章 公共施設等の現況および将来の見通し

1 公共施設等の現況

建築物系公共施設とインフラ系公共施設の類型ごとに、建物の延床面積や道路延長等の総量、年度別建築整備状況等を整理しました。

(1) 建築物系公共施設

①総量

建築物系公共施設について、平成 27 年度末時点における保有状況を図 2-1、表 2-1 に整理しました。その結果、本町の建築物系公共施設の保有数量は 156 施設、延床面積 112,786.12 m² となっています。

このうち最も延床面積の構成比率が大きい施設類型は、学校教育系施設の 50.2% (56,591.44 m²) であり、建築物系公共施設全体の過半数を占めています。2 番目が公営住宅で全体の 13.9%(15,633.28 m²)、3 番目が下水道施設の 10.0% (11,303.83 m²) となっています。この 3 つの施設類型で全体の約 3/4 を占めています。

図 2-1 建築物系公共施設の施設類型別延床面積構成 (平成 27 年度末時点)

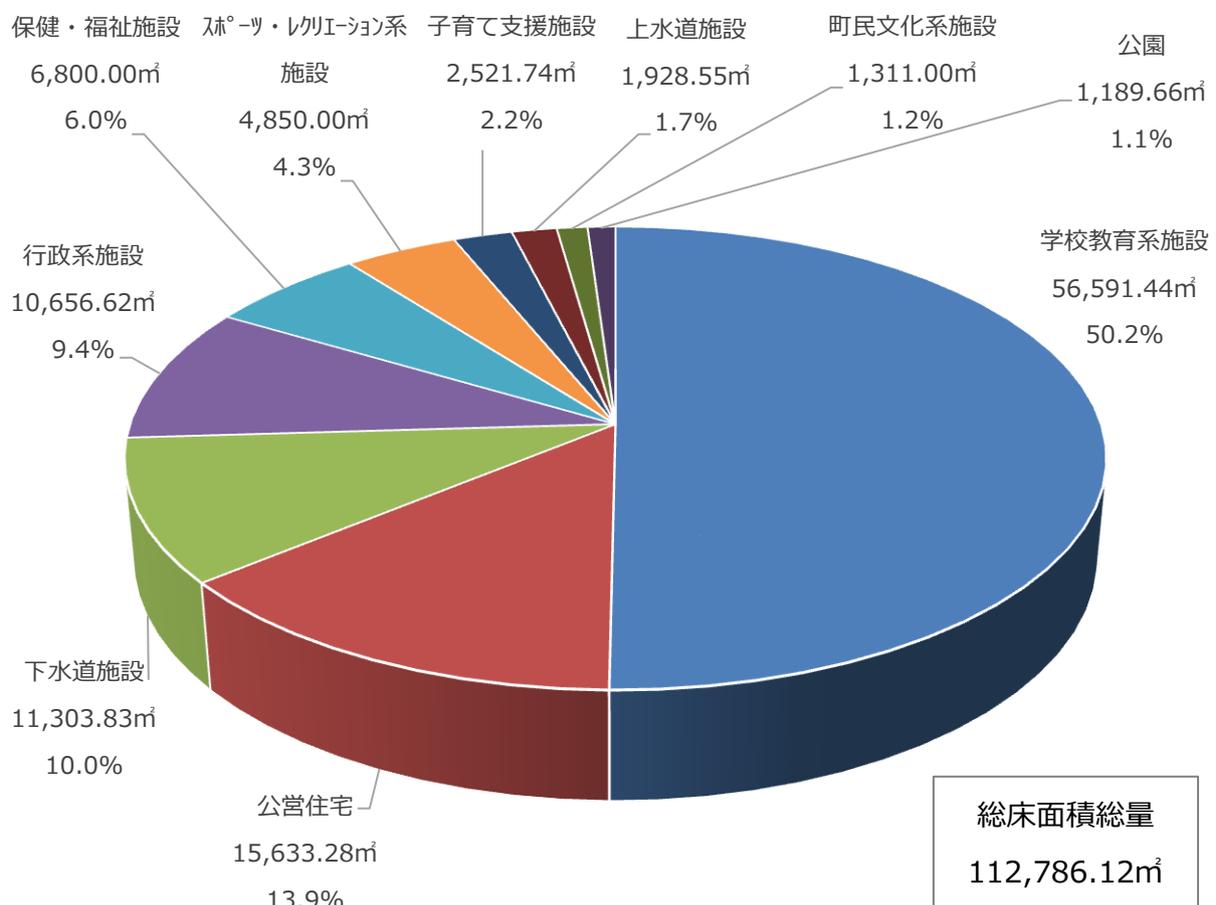


表 2-1 建築物系公共施設の施設類型別延床面積（平成 27 年度末時点）

大分類	中分類	施設数	延床面積	
			面積(m ²)	構成比
1 町民文化系施設	01 集会施設	4	1,311.00	1.2%
2 スポーツ・レクリエーション系施設	02 スポーツ施設	7	4,850.00	4.3%
3 学校教育系施設	03 学校	39	55,720.04	49.4%
	04 その他教育施設	5	871.40	0.8%
	小計	44	56,591.44	50.2%
4 子育て支援施設	05 幼稚園・保育園・こども園	6	2,111.00	1.9%
	06 幼児・児童施設	2	410.74	0.3%
	小計	8	2,521.74	2.2%
5 保健・福祉施設	07 その他社会福祉施設	1	6,800.00	6.0%
6 行政系施設	08 庁舎等	5	5,851.00	5.2%
	09 消防施設	19	3,301.62	2.9%
	10 その他行政系施設	1	1,504.00	1.3%
	小計	25	10,656.62	9.4%
7 公営住宅	11 公営住宅	26	15,633.28	13.9%
8 公園	12 公園	20	1,189.66	1.1%
9 上水道施設	13 上水道施設	8	1,928.55	1.7%
10 下水道施設	14 下水道施設	13	11,303.83	10.0%
	合計	156	112,786.12	100.0%

※構成比の合計を 100%にするために端数処理をしています。

②人口 1 人当たりの建築物系公共施設延床面積

茨城県内の地方公共団体のうち、人口が 10,000 人以上 50,000 人未満の市町村について、人口 1 人当たりの建築物系公共施設延床面積を表 2-2、同比較を図 2-2 に整理しました。

本町が保有する建築物系公共施設の延床面積を人口 1 人当たりに換算すると、3.35 m²/人になります。これは、茨城県内 20 市町村の平均値 3.76 m²/人よりもやや低い水準にあります。

茨城県内 44 市町村では、平均値 3.25 m²/人であり、やや高い水準となります。

また、全国市町村の平均 3.42 m²/人（出典：「全国自治体公共施設延床面積データ」東洋大学 PPP 研究センター）と比べるとやや低い水準にあります。

表 2-2 茨城県内 20 市町村の人口 1 人当たりの建築物系公共施設延床面積

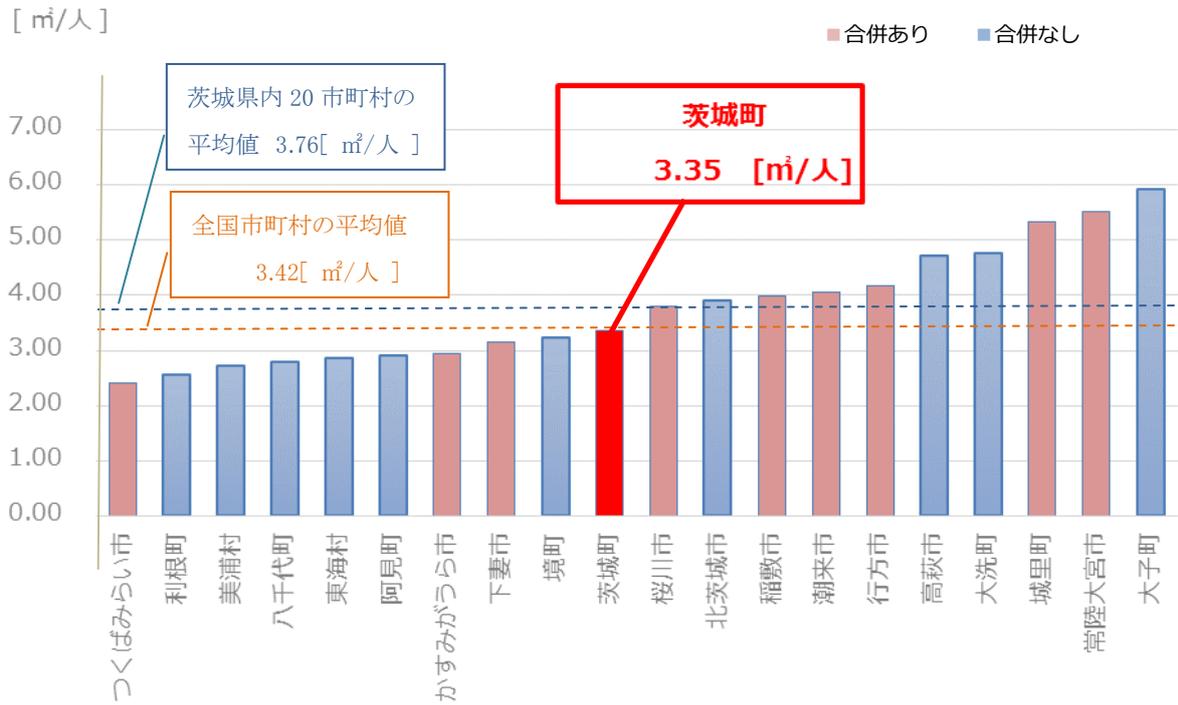
自治体名	合併の有無 (平成 11 年以降)	人口 (人)	行政面積 (km ²)	建築物の 総延床面積 (m ²)	人口一人当たりの 延床面積 (m ² /人)
下妻市	合併あり	45,001	81	141,372	3.14
高萩市	合併なし	30,421	194	143,412	4.71
北茨城市	合併なし	45,942	187	179,135	3.90
潮来市	合併あり	29,441	71	119,103	4.05
常陸大宮市	合併あり	44,708	348	246,643	5.52
稲敷市	合併あり	44,242	206	176,218	3.98
かすみがうら市	合併あり	43,575	157	127,767	2.93
桜川市	合併あり	45,039	180	171,538	3.81
行方市	合併あり	37,299	222	155,655	4.17
つくばみらい市	合併あり	49,024	79	118,477	2.42
茨城町	合併なし	33,683	122	112,786	3.35
大洗町	合併なし	17,870	24	85,247	4.77
城里町	合併あり	21,060	162	112,309	5.33
東海村	合併なし	38,467	38	110,046	2.86
大子町	合併なし	19,060	326	112,954	5.93
美浦村	合併なし	16,664	67	45,550	2.73
阿見町	合併なし	47,576	71	138,859	2.92
八千代町	合併なし	23,137	59	64,533	2.79
境町	合併なし	25,696	47	83,308	3.24
利根町	合併なし	17,150	25	43,919	2.56

出典：人口は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成 27 年 1 月 1 日現在、総務省）より。

行政面積は「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」（平成 26 年 10 月 1 日現在、国土地理院）より。

建築物の総延床面積は「公共施設状況調経年比較表/市町村経年比較表（決算年度 2014）」（総務省 地方財政状況調査関係資料）より。ただし、本町の総延床面積は平成 27 年度末時点の数値を用いました。

図 2-2 茨城県内 20 市町村の人口 1 人当たりの建築物系公共施設延床面積の比較

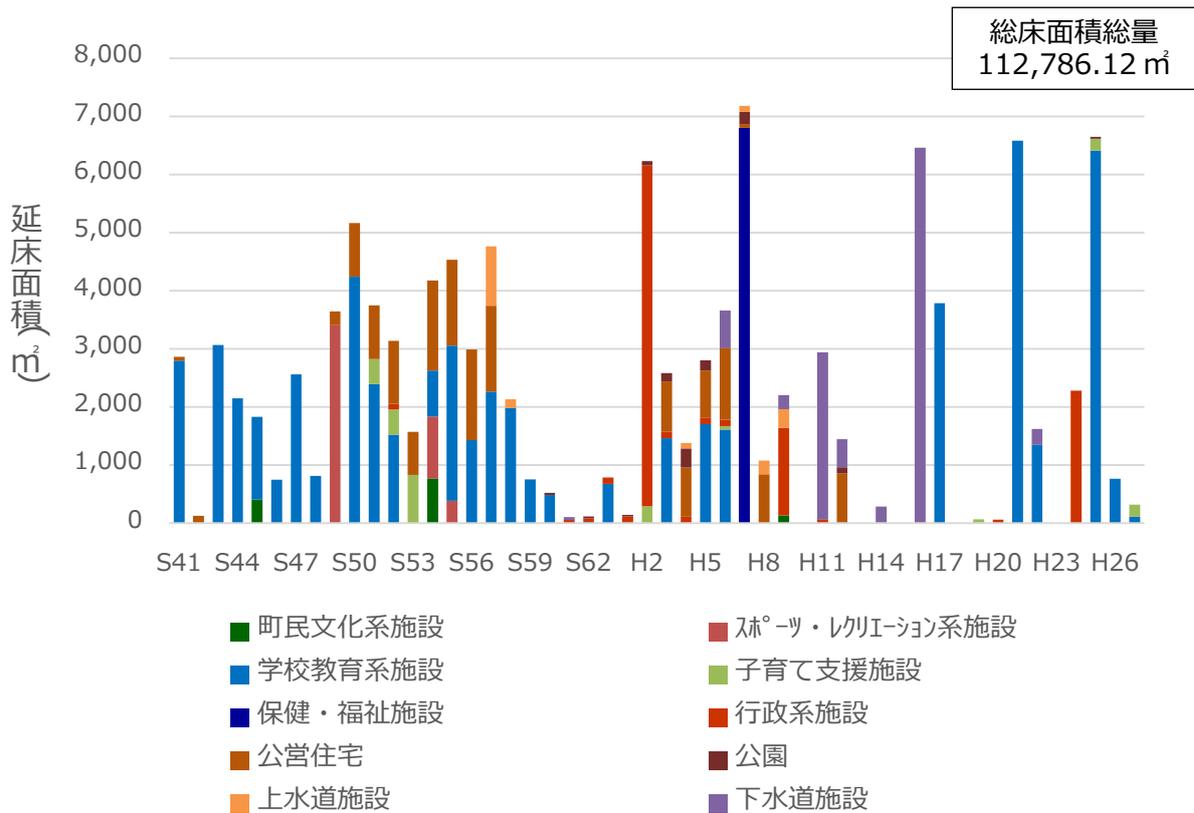


③建築年度別延床面積の整理

建築物系公共施設について、平成 27 年度末時点における建築年度別延床面積を図 2-3 に整理しました。その結果、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて学校教育系施設を中心に、公営住宅、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設を整備してきたことが分かります。

公共施設に多く使用されている、鉄筋コンクリート造建物の耐用年数は約 60 年とされており、今後、これらの建築物系公共施設が集中して大規模修繕や建替えの時期を迎え、大きな財政負担になることが想定されます。

図 2-3 建築年度別・類型別延床面積（平成 27 年度末時点）



④ 建築経過年数の状況

建築物系公共施設について、平成 27 年度末時点を基準として、経過年数別に保有状況を表 2-3、図 2-4 に整理しました。

その結果、築 30 年未満の建物は全体の 55.3%であり、建物の老朽化が懸念される築 30 年を経過した建物は全体の 44.7%と半数近く占めていることが分かります。

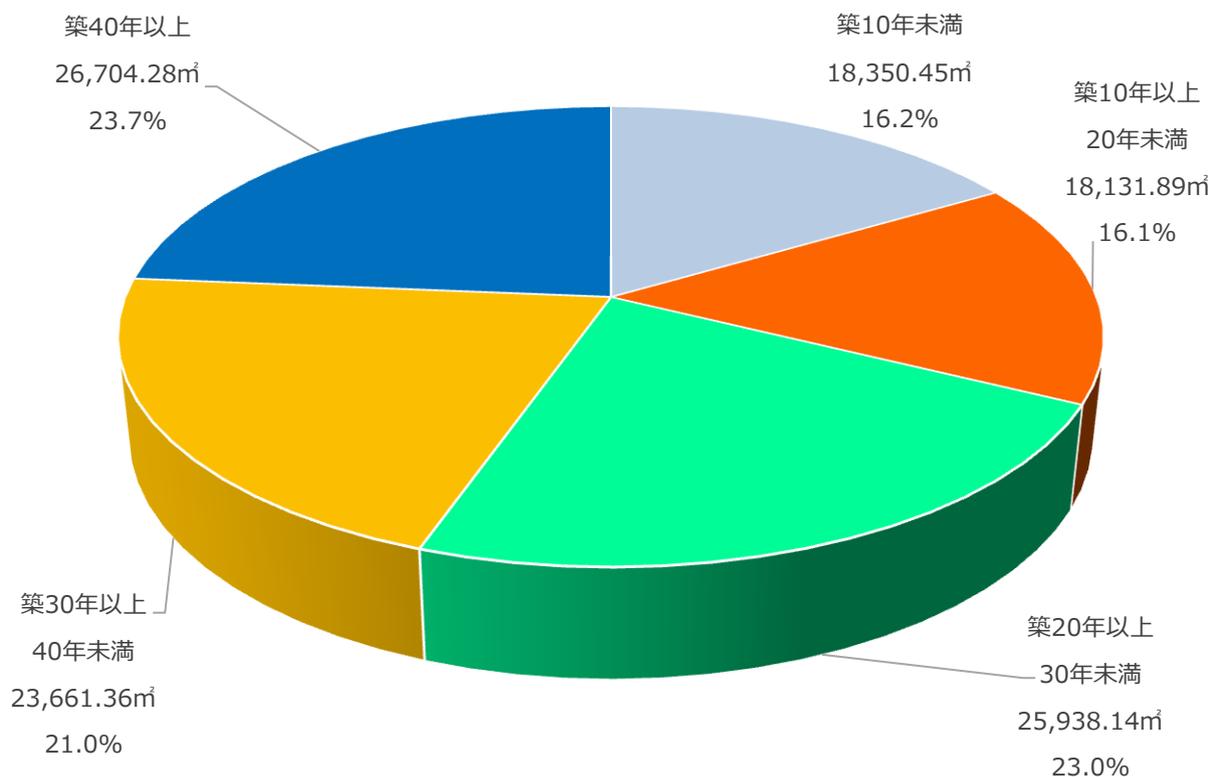
築 40 年以上の割合が高く、全体の 23.7%を占め、老朽化が進んでいることが分かります。

表 2-3 建築経過年数別延床面積（平成 27 年度末時点）

（単位：㎡）

	築 10 年未満	築 10 年以上 20 年未満	築 20 年以上 30 年未満	築 30 年以上 40 年未満	築 40 年以上	合計
町民文化系施設		134.00		772.00	405.00	1,311.00
スポーツ・レクリエーション系施設		1,023.00		422.00	3,405.00	4,850.00
学校教育系施設	15,223.04	3,788.00	5,482.40	11,906.00	20,192.00	56,591.44
子育て支援施設	475.74		351.00	1,267.00	428.00	2,521.74
保健・福祉施設			6,800.00			6,800.00
行政系施設	2,344.62	1,561.00	6,593.00	158.00		10,656.62
公営住宅		844.00	4,639.00	7,876.00	2,274.28	15,633.28
公園	37.06	115.00	997.10	40.50		1,189.66
上水道施設		323.04	433.65	1,171.86		1,928.55
下水道施設	269.99	10,343.85	641.99	48.00		11,303.83
合計(㎡)	18,350.45 ㎡	18,131.89 ㎡	25,938.14 ㎡	23,661.36 ㎡	26,704.28 ㎡	112,786.12 ㎡
構成比	16.2%	16.1%	23.0%	21.0%	23.7%	100.0%

図 2-4 建築経過年数別の延べ床面積（平成 27 年度末時点）



(2) インフラ系公共施設の現状

①総量

本町のインフラ系公共施設の現況を表 2-4 に示します。道路については延長及び面積、橋りょうについては面積、上水道施設、下水道施設については総延長をそれぞれ集計しています。

表 2-4 インフラ系公共施設の現況（平成 27 年度末時点）

種 別	総 量	
(Ⅰ)道路	実延長合計	955,173 (m)
	面積	3,850,683 (㎡)
(Ⅱ)橋りょう	橋りょう数	155 (橋)
	面積	15,992.59 (㎡)
(Ⅲ)上水道	水道管の延長	466,957.63 (m)
(Ⅳ)下水道	公共下水道管路延長	66,607.75 (m)
	農業集落排水管路延長	71,225.20 (m)

②年度別整備量の状況

インフラ系公共施設のうち、(Ⅰ)道路、(Ⅱ)橋りょう、(Ⅲ)上水道、(Ⅳ)下水道について、年度別整備量を整理しました。このうち、(Ⅰ)道路は年度別整備量の把握が困難であるため、整備総量を示します。

(Ⅰ)道路

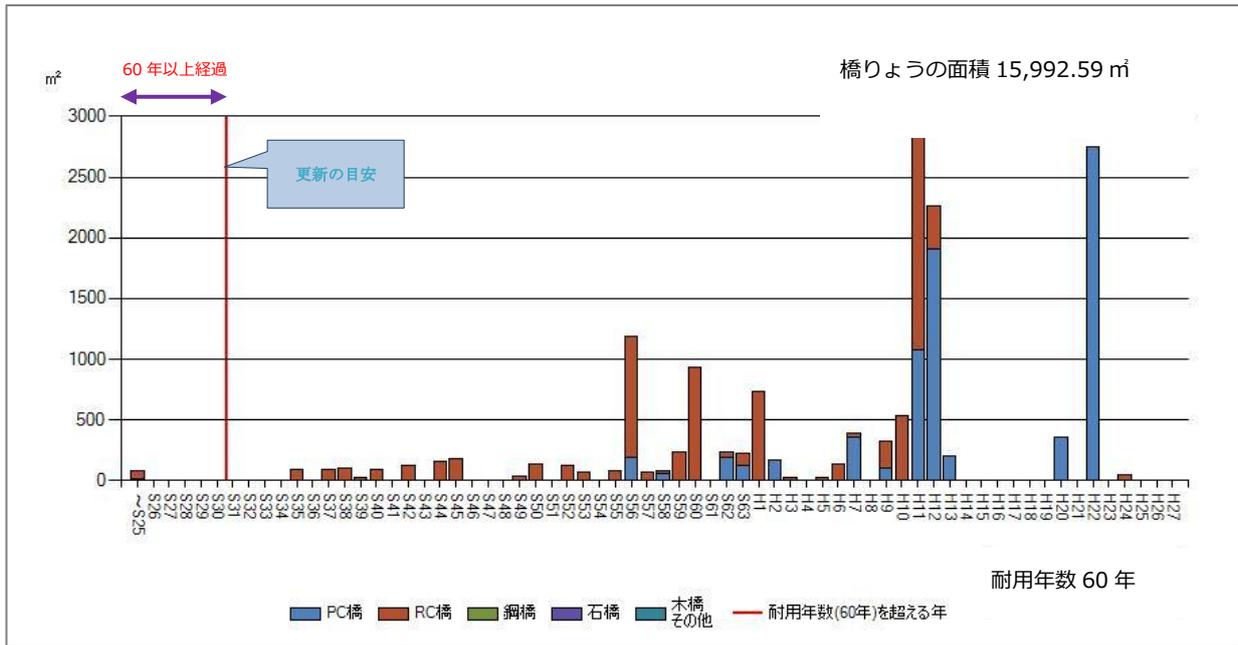
平成 27 年度末時点の一級町道、二級町道、その他町道の合計整備量は実延長 955,173m、道路面積 3,850,683 ㎡となっています。道路改良事業等により整備を進めてきました。

(Ⅱ)橋りょう

橋りょうの年度別整備量を図 2-5 に示します。本町の橋りょうは社会基盤整備に伴い昭和 30 年代から整備が始まり、更新の目安である建築後 60 年を超えているものは僅かです。

しかし、昭和 50 年代以降から平成 10 年代にかけて整備が集中していることもあり、平成 45 年以降は耐用年数を超えた橋りょうが増加し、更新の需要が増大していきます。

図 2-5 橋りょうの年度別整備量

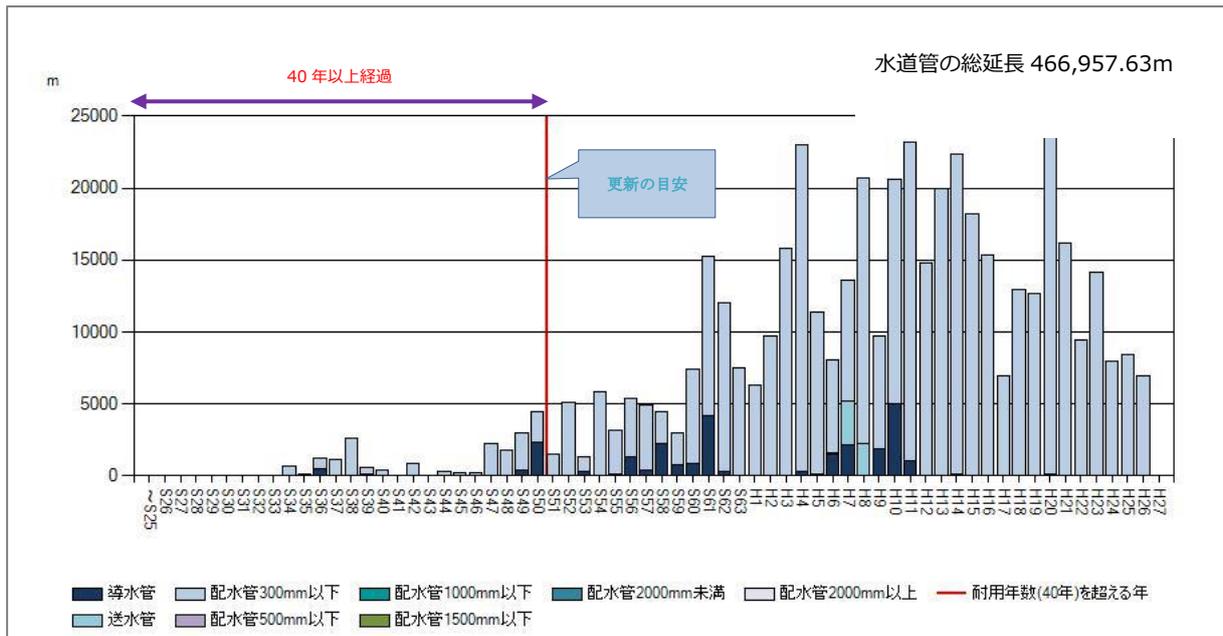


※ H11、H12 及び H22 については、高速道路建設により移管

(Ⅲ)上水道

上水道の年度別整備量を図 2-6 に示します。本町の上水道は、昭和 50 年代から徐々に整備が進んでおり、更新の目安である建築後 40 年を超えているものは全体の僅かではありますが、近年更新の需要が増大しています。

図 2-6 上水道の年度別整備延長



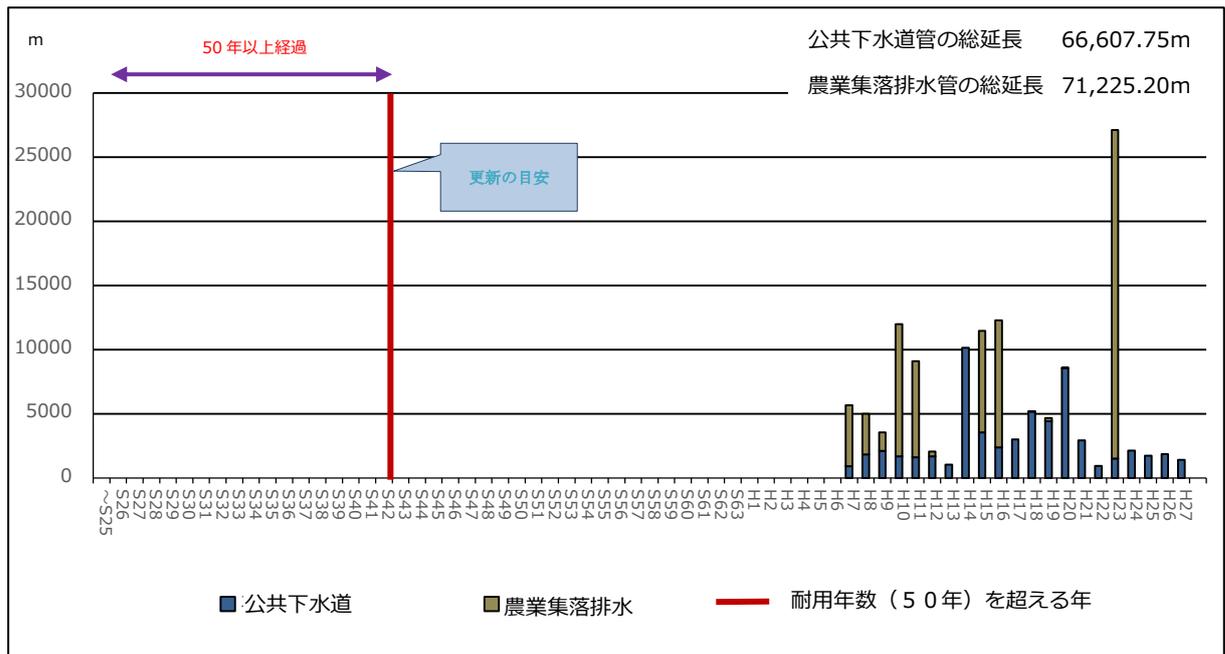
(Ⅳ)下水道

下水道の年度別整備量を図 2-7 に示します。

本町の公共下水道は、平成 7 年から整備を進めており、平成 27 年度末時点の延長は 66,607.75 mとなっています。

農業集落排水は、平成 4 年から整備を進めており、平成 27 年度末時点の延長は 71,225.20m となっています。

図 2-7 下水道の年度別整備延長（供用開始延長）



※公共下水道管の総延長には雨水管を含む。

H23 は農業集落排水（逆川地区）の供用開始によるもの。

2 人口推移と将来人口推計

本町の年代別人口の見通しを示します。なお、ここで扱う人口データは「茨城町人口ビジョン」を参照しています。

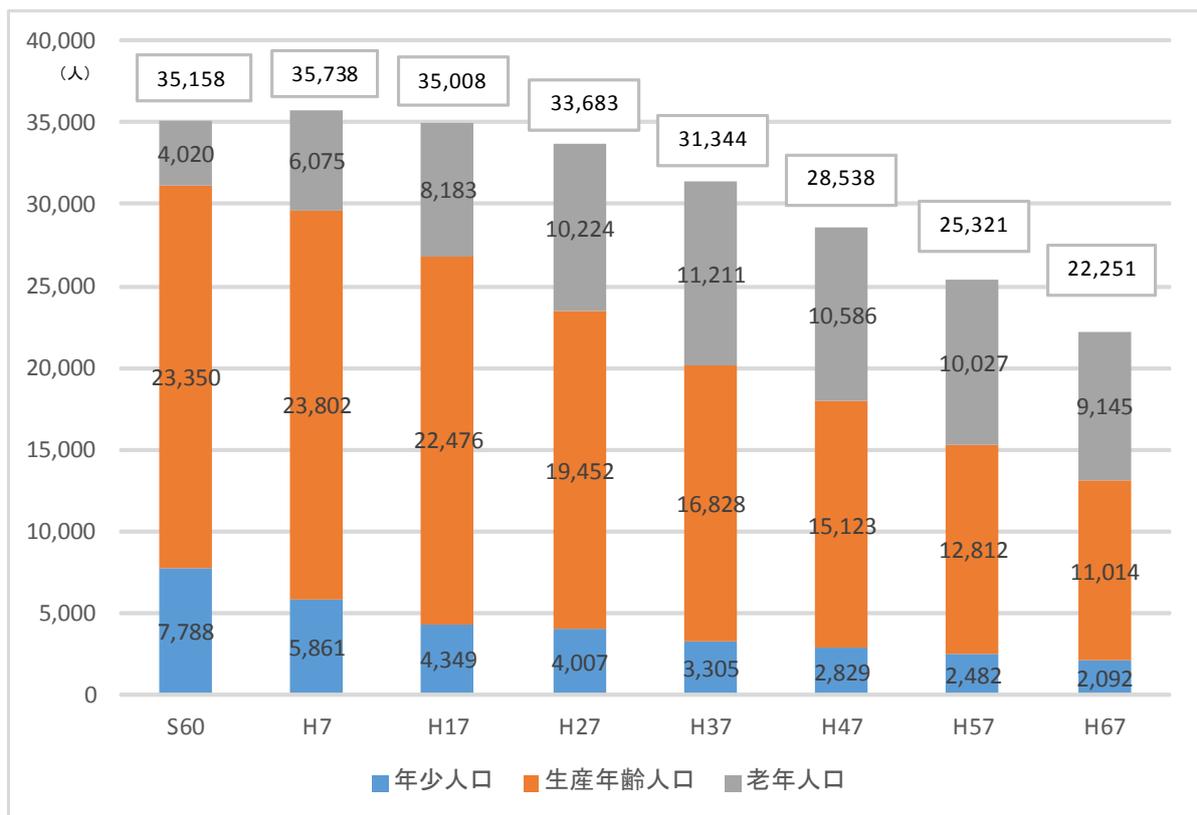
(1) 総人口の推移と将来人口推計

本町の総人口及び年齢3区分人口推移と将来人口推計を図2-8に示します。

総人口については、平成7年の35,738人をピークに減少に転じています。平成27年を起点とすると20年後の平成47年には28,538人、30年後の平成57年には25,321人、40年後の平成67年には22,251人に減少するものと見込まれています。

また、年齢3区分の構成をみると、0歳以上14歳以下の年少人口は平成37年には3,305人、平成47年には2,829人、平成57年には2,482人、平成67年には2,092人に減少するものと推計されています。一方、65歳以上の老年人口は平成37年には11,211人、平成47年には10,586人、平成57年には10,027人、平成67年には9,145人と推計されています。

図2-8 人口推移と将来人口推計



3 財政状況

(1) 歳入

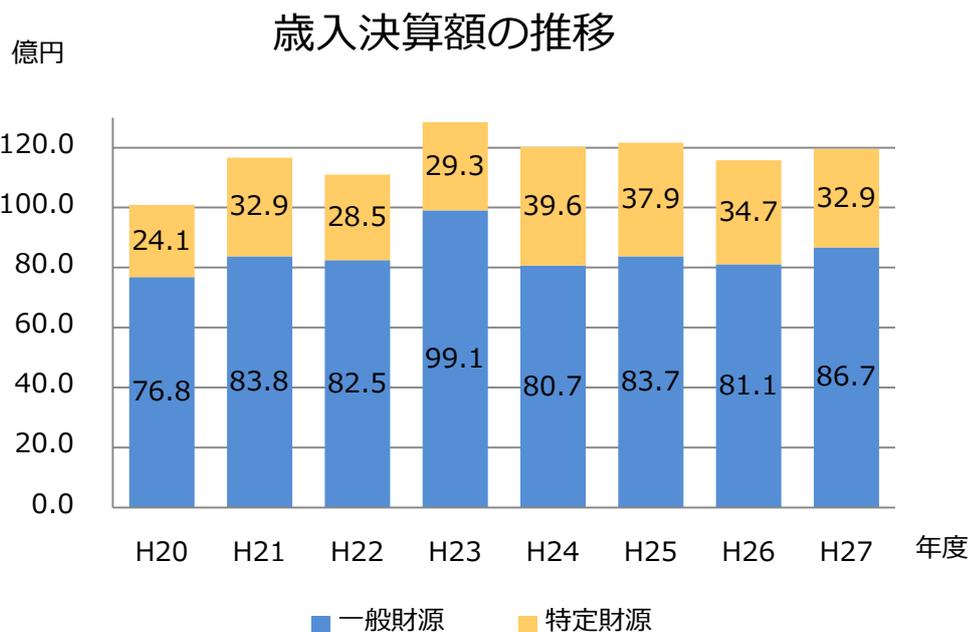
歳入決算額の推移について表 2-5、図 2-9 に示します。地方税収入については、ほぼ横ばいで推移しています。地方交付税については、平成 23 年度以降は震災復興特別交付税が交付されているため増えていますが、震災復興事業の終息により減少していくことが見込まれます。

表 2-5 歳入決算額の推移（一般会計決算）

(単位：億円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般財源	76.8	83.8	82.5	99.1	80.7	83.7	81.1	86.7
地方税	36.0	35.3	34.8	35.7	34.7	35.5	35.8	35.5
地方交付税	24.2	26.0	28.3	47.7	29.5	28.9	26.7	28.9
その他一般財源	16.6	22.5	19.4	15.7	16.5	19.3	18.6	22.3
特定財源	24.1	32.9	28.3	29.3	39.6	37.9	34.7	32.9
地方債（臨財債を除く）	5.0	4.3	1.7	1.9	2.6	6.5	6.0	4.8
国庫支出金	7.7	15.4	11.2	12.1	13.0	17.3	12.9	12.5
都道府県支出金	5.5	5.9	8.5	8.7	8.5	8.4	9.3	9.4
その他特定財源	5.9	7.3	6.9	6.6	15.5	5.7	6.5	6.2
合計	100.9	116.7	110.8	128.4	120.3	121.6	115.8	119.6

図 2-9 歳入決算額の推移（一般会計決算）



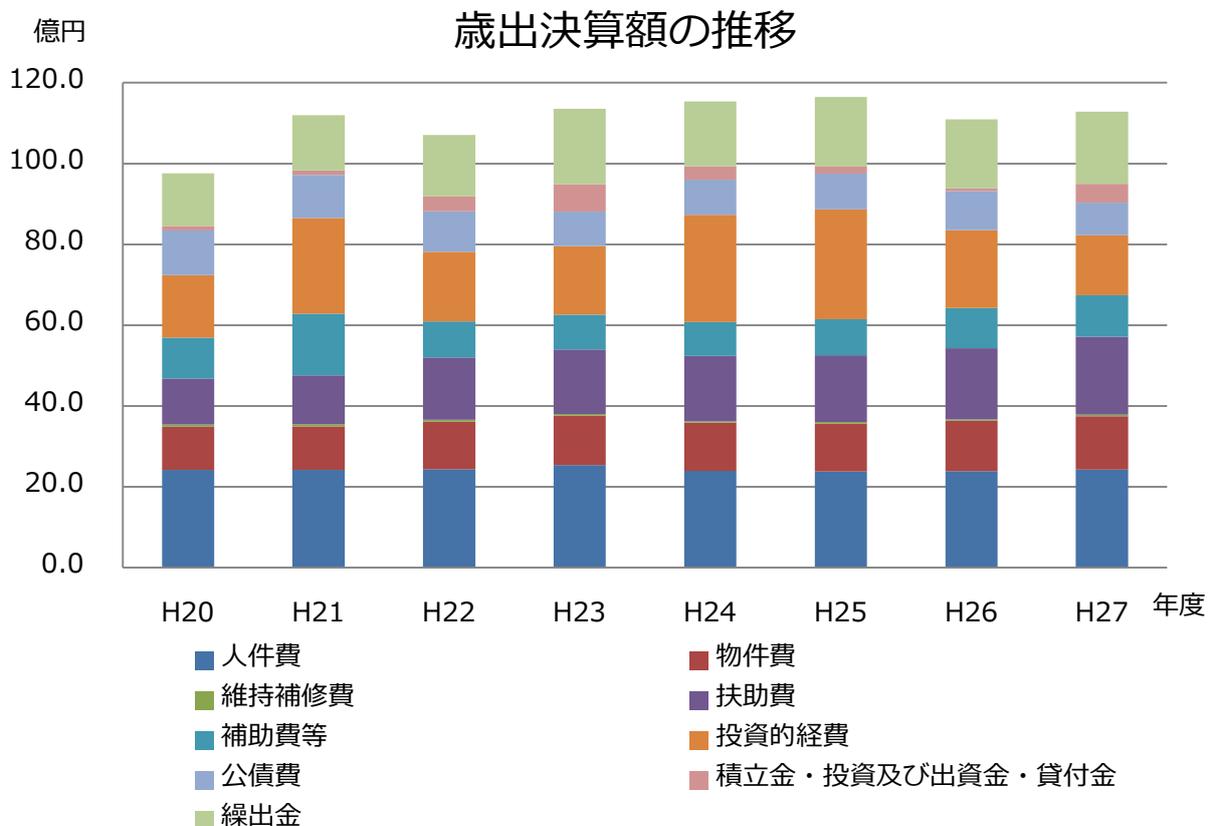
(2) 歳出

歳出決算額の推移について表 2-6、図 2-10 に示します。人件費・物件費・補助費等といった消費的経費^(※1)は近年横ばい傾向にあります。扶助費^(※2)については、平成 20 年度において 11.4 億円であったものが、平成 22 年度 15.4 億円、平成 26 年度 17.6 億円、平成 27 年度では 19.2 億円となり増加傾向となっています。

表 2-6 歳出決算額の推移（一般会計決算）

	(単位:億円)							
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	24.2	24.2	24.3	25.4	24.0	23.8	23.9	24.3
物件費	10.6	10.7	11.8	12.2	11.9	11.9	12.5	13.2
維持補修費	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4
扶助費	11.4	12.1	15.4	16.0	16.2	16.5	17.6	19.2
補助費等	10.1	15.2	8.9	8.6	8.4	8.9	10.0	10.3
投資的経費	15.5	23.7	17.2	17.0	26.5	27.2	19.3	14.9
公債費	11.1	10.7	10.1	8.5	8.6	8.9	9.6	8.0
積立金・投資及び出資金・貸付金	1.1	1.1	3.7	6.8	3.4	1.7	0.7	4.7
繰出金	13.0	13.7	15.1	18.6	16.0	17.2	17.0	17.8
合計	97.6	111.9	107.0	113.5	115.4	116.5	110.9	112.8

図 2-10 歳出決算額の推移（一般会計決算）



(※1) 消費的経費：扶助費のほか、各種団体への補助金や負担金、道路や学校など各公共施設の維持補修費、施設に必要な物品の購入費、職員給与等の経費であり、支出効果が単年度又は短期間に終わる性質の経費を

いいます。

(※2) 扶助費：社会保障制度の一環として各種法令に基づいて、生活困窮者、児童、老人、心身障がい者等を援助するために要する経費をいいます。

(3) 投資的経費の内訳

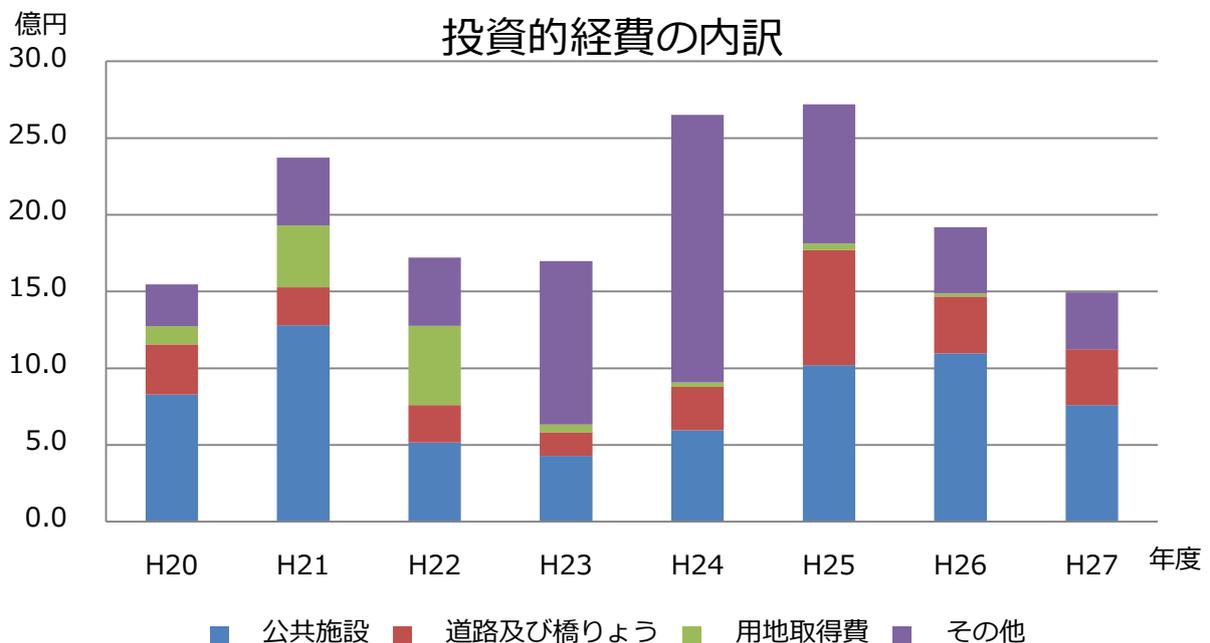
投資的経費^(※3)の内訳を表 2-7、図 2-11 に示します。平成 24 年度では 26.5 億円でしたが平成 26 年度 19.2 億円、平成 27 年度では 14.9 億円となっております。

表 2-7 投資的経費の内訳

(単位：億円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
投資的経費	15.5	23.7	17.2	17.0	26.5	27.2	19.2	14.9
公共施設	8.3	12.8	5.2	4.3	6.0	10.2	11.0	7.6
道路及び橋りょう	3.3	2.5	2.4	1.5	2.8	7.5	3.7	3.6
用地取得費	1.2	4.0	5.2	0.5	0.3	0.4	0.2	0.0
その他	2.7	4.4	4.4	10.7	17.4	9.1	4.3	3.7
(うち災害復旧事業費)			(1.3)	(8.4)	(14.6)	(3.2)	(0.1)	(0.1)
災害復旧事業を除く投資的経費	15.5	23.7	15.9	8.6	11.9	24.0	19.1	14.8

図 2-11 投資的経費の内訳推移



(※3) 投資的経費：その支出の効果が資本の形成のためのものであり、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅など将来に残る社会資本の整備等に要する経費をいいます。

(4) 公共施設に係る投資的経費の内訳

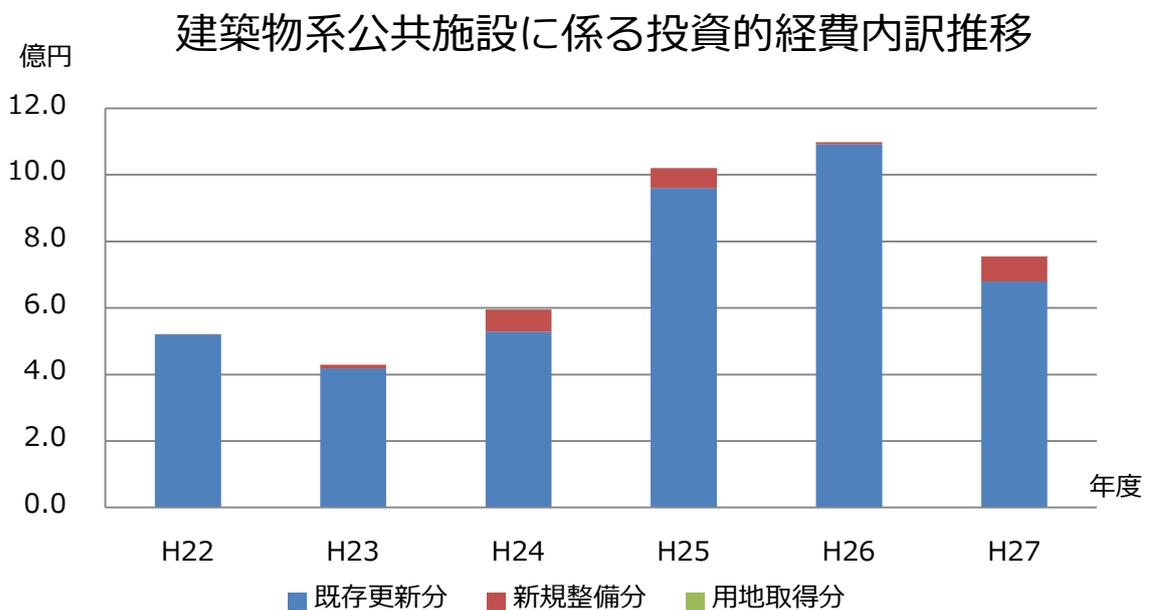
建築物系公共施設に係る投資的経費の推移を表 2-8、図 2-12 に示します。過去 6 年間における建築物系公共施設に係る投資的経費は平成 22 年度 5.2 億円、平成 23 年度 4.3 億円、平成 24 年度 6.0 億円、平成 25 年度 10.2 億円、平成 26 年度 11.0 億円、平成 27 年度 7.6 億円と推移しています。平成 25 年度、平成 26 年度では教育施設の耐震化を中心とした既存更新分に加えて、小中学校統合による既存更新分が、増加に起因しています。

表 2-8 建築物系公共施設に係る投資的経費の内訳

(単位：億円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
投資的経費	5.2	4.3	6.0	10.2	11.0	7.6
既存更新分	5.2	4.2	5.3	9.6	10.9	6.8
新規整備分	0.0	0.1	0.7	0.6	0.1	0.8
用地取得分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図 2-12 建築物系公共施設に係る投資的経費の内訳推移



4 公共施設等の将来更新等費用推計及び財源の見込

本町の公共施設等を、全て現状のまま維持した場合に今後どれだけの費用がかかるのかを試算し、それらに充てることができる財源と比較することで、公共施設等の維持に関する財政上の課題を抽出します。

算出方法は、総務省が活用を推奨している公共施設更新費用試算ソフト（一般財団法人 地域総合整備財団公開）による算定条件を適用しています。算定条件は24ページのとおりです。

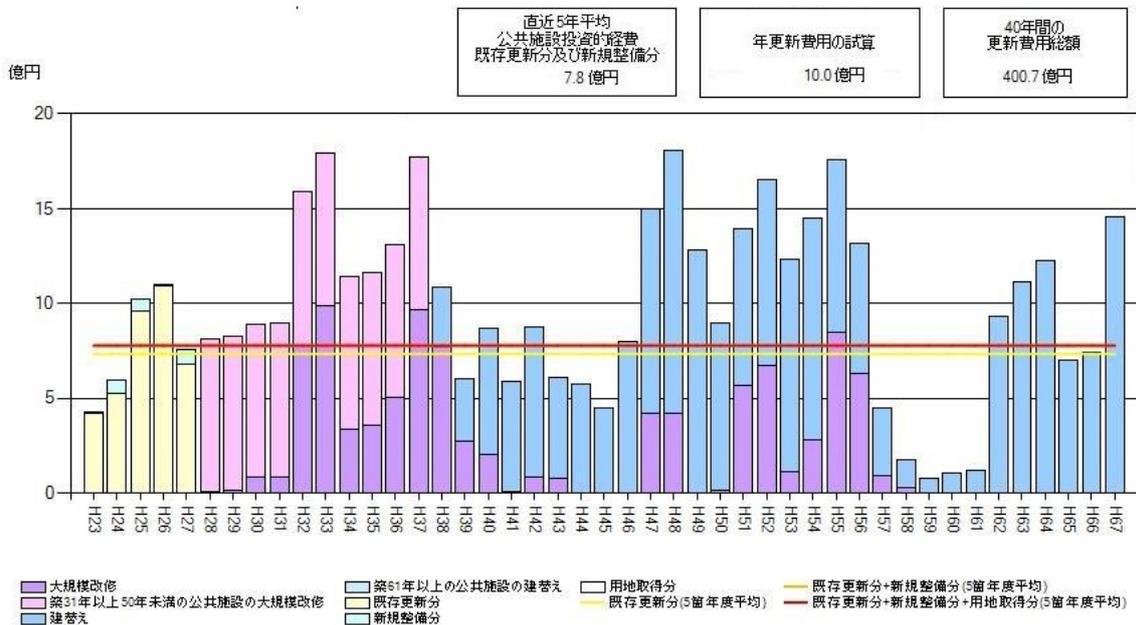
(1) 公共施設等の将来更新等費用推計

① 建築物系公共施設の将来更新等費用推計

本町の建築物系公共施設を全て現状のまま維持した場合にかかる将来更新等費用（大規模修繕と建替え等にかかる費用）を図2-13に示します。平成28年度から平成67年度までの40年間で、将来更新等にかかる費用は総額約400.7億円となります。

公共施設投資的経費の直近5年平均は約7.8億円となっております。年更新費用の試算においては、平均すると1年あたり約10.0億円かかる見込みとなっております。

図 2-13 建築物系公共施設の将来更新等費用の推計



②インフラ系公共施設の更新等費用推計

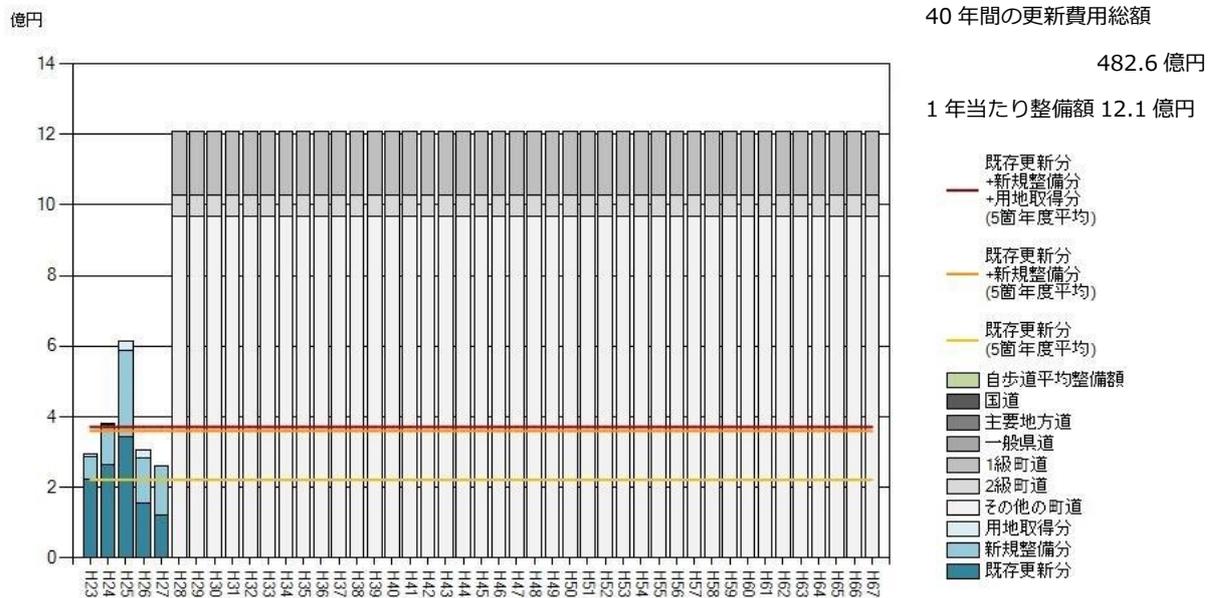
インフラ系公共施設として、(Ⅰ)道路、(Ⅱ)橋りょう、(Ⅲ)上水道、(Ⅳ)下水道施設の将来更新等費用を試算したものを図 2-14 から図 2-17 に示します。

また、(Ⅰ)から(Ⅳ)で示した将来更新等費用の推計を合計したものを(Ⅴ)インフラ系公共施設の将来更新等費用の推計(合計)として図 2-18 に示します。

(Ⅰ)道路

年度別整備量の把握が困難であるため、均等に整備したものとして試算しました。平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間での将来更新等費用は約 482.6 億円で、平均すると年間約 12.1 億円かかる見込みです。

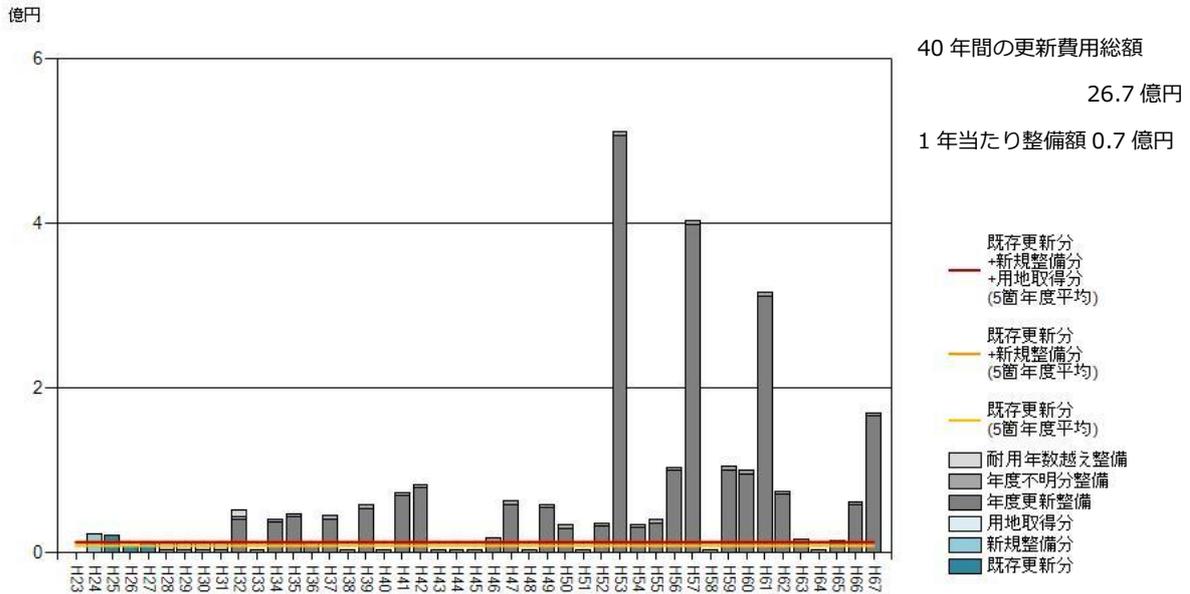
図 2-14 道路の将来更新等費用の推計



(Ⅱ)橋りょう

平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間での将来更新等費用は約 26.7 億円で、平均すると年間約 0.7 億円かかる見込みです。平成 53 年以降に多額の更新費用が発生すると見込まれます。

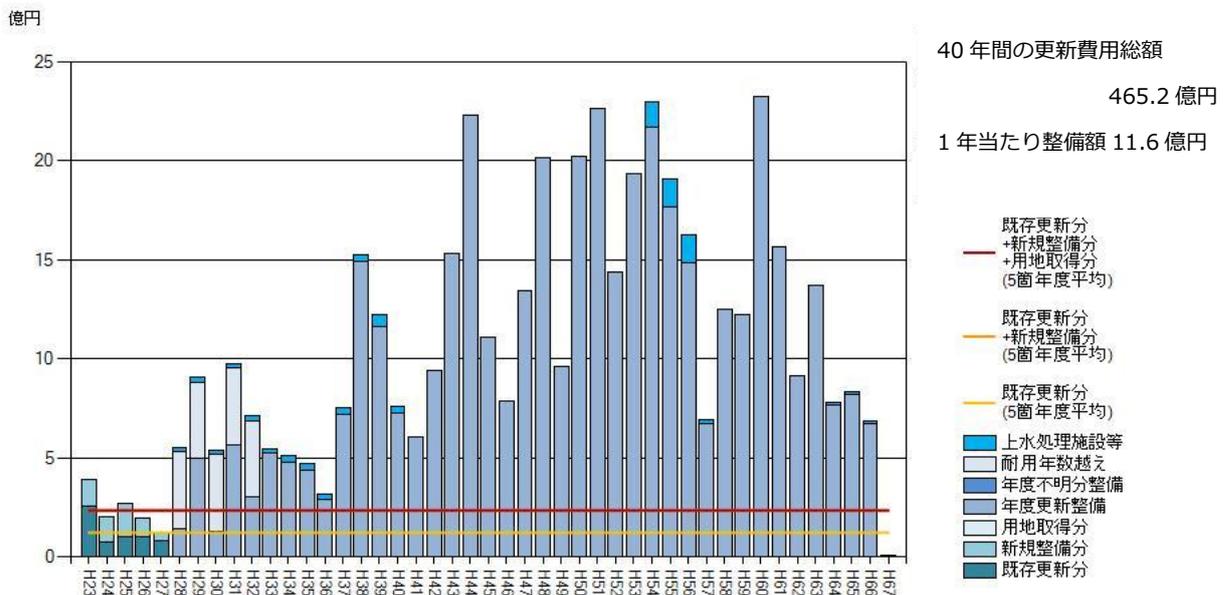
図 2-15 橋りょうの将来更新等費用の推計



(Ⅲ)上水道施設

平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間での将来更新等費用は約 465.2 億円で、平均すると年間約 11.6 億円かかる見込みです。平成 38 年から平成 58 年の 20 年間で、多額の更新費用が必要となることが見込まれます。

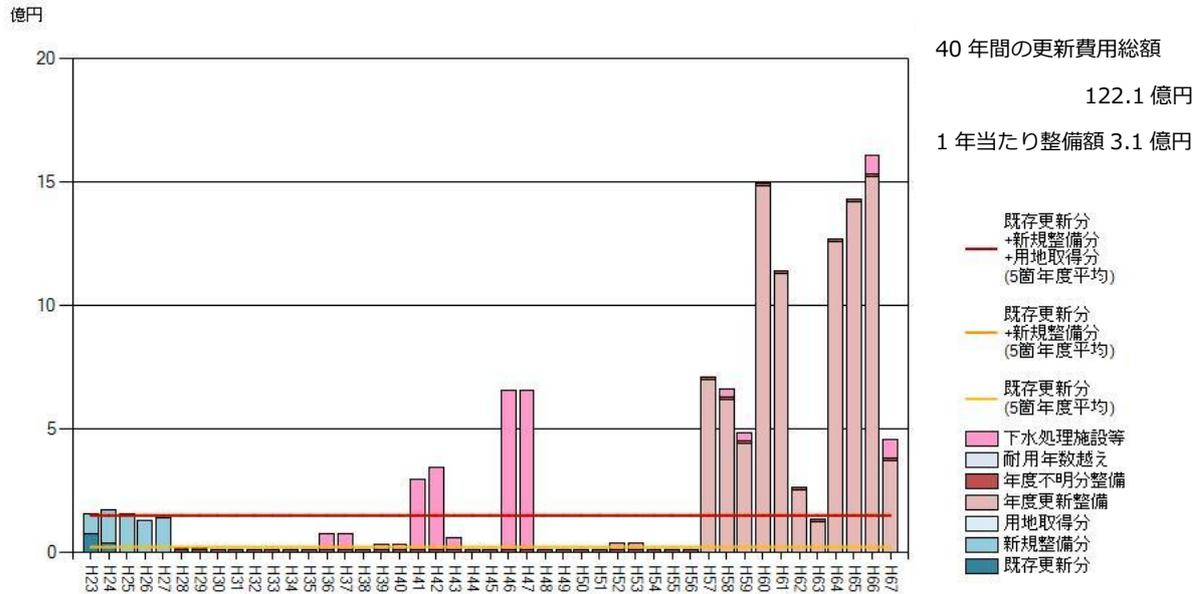
図 2-16 上水道施設の将来更新等費用の推計



(Ⅳ)下水道施設

下水道については、管路総延長・下水道処理施設の将来更新費用として試算しております。その結果、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間の将来更新等費用は約 122.1 億円で、平均すると年間約 3.1 億円かかる見込みです。

図 2-17 下水道施設の将来更新等費用の推計



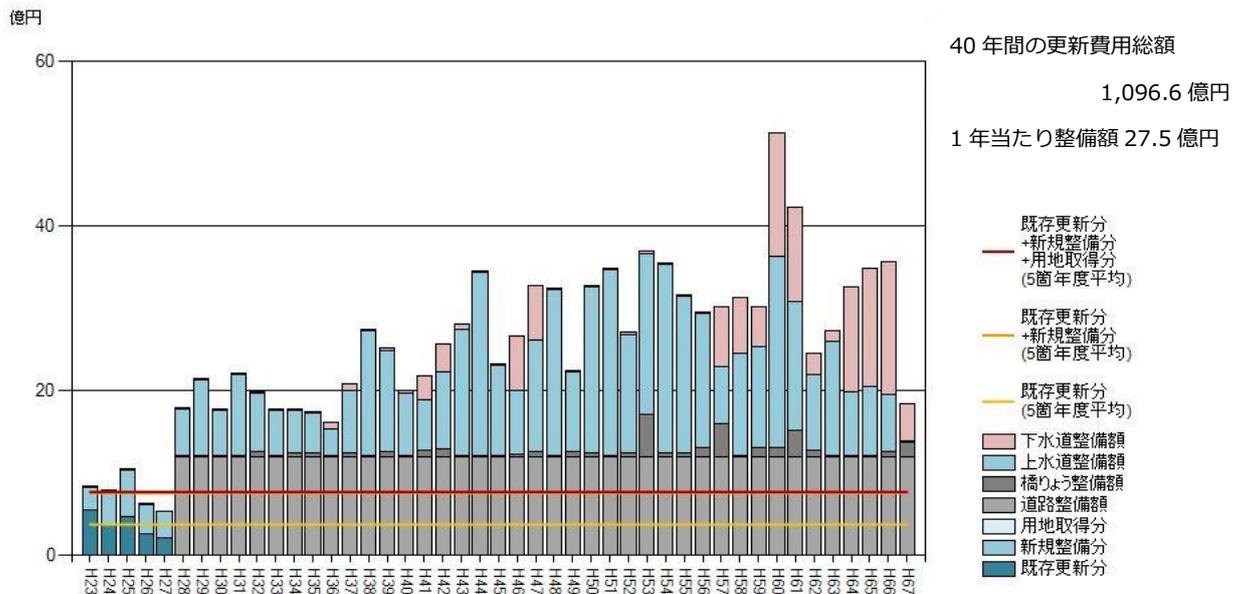
(V)インフラ系公共施設の将来更新等費用推計（合計）

インフラ系公共施設の将来更新等費用の合計を図 2-18 に示します。

平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間で将来更新等費用は約 1,096.6 億円で、平均すると年間約 27.5 億円かかる見込みです。

平成 38 年以降、上水道施設の耐用年数超過施設にかかる費用が増加する見込みです。

図 2-18 インフラ系公共施設の将来更新等費用の推計（合計）

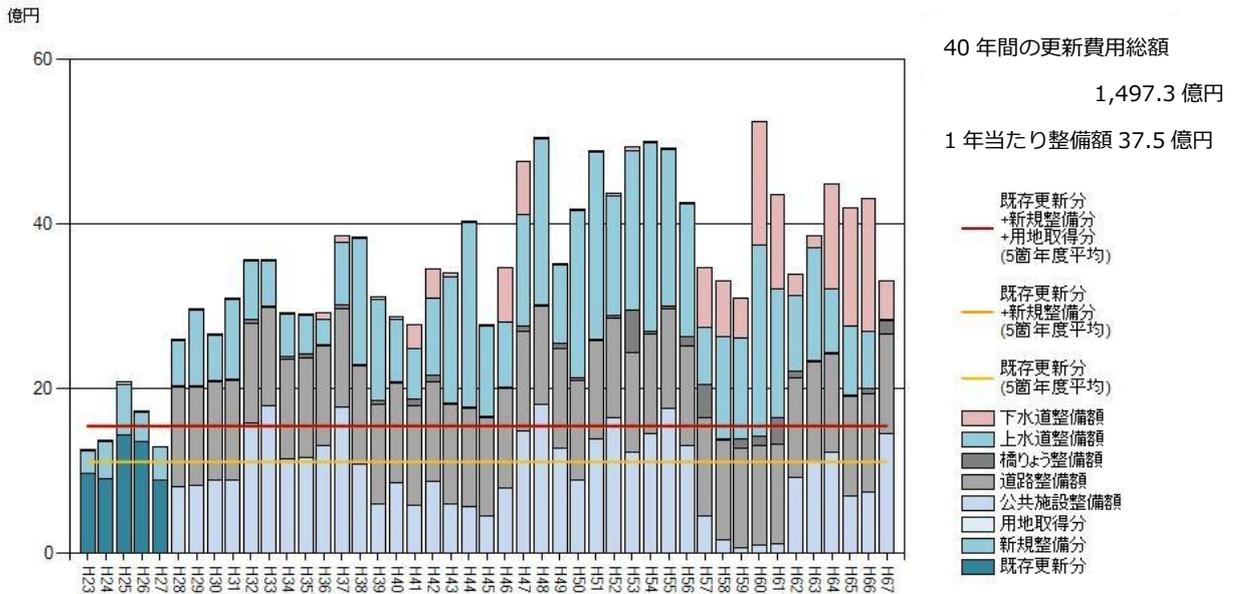


③全ての公共施設等の将来更新等費用推計

建築物系公共施設及びインフラ系公共施設の将来更新等費用の推計の合計を図 2-19 に示します。

平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間で更新等にかかる費用は約 1,497.3 億円で、平均すると年間約 37.5 億円かかる見込みです。

図 2-19 全ての公共施設等の将来更新等費用の推計



④将来更新等費用の算定条件

一般財団法人 地域総合整備財団が公開している公共施設更新費用試算ソフトの算定条件を適用して算出しました。条件は以下のとおりです。

●建築物系公共施設

- 築 60 年で更新を実施します。
- 築 30 年で大規模修繕を実施します。
- 大規模修繕、建替えの積み残し^(※4)は最初の 10 年間で実施します。
- 設計から施工まで複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替えについては 3 年間、大規模修繕については 2 年間で費用を均等配分します。
- 大規模修繕及び建替え単価は表 2-9 のとおりです。

表 2-9 建築物系公共施設の大規模修繕及び建替え単価

施設分類	大規模修繕単価 (円/m ²)	建替え単価 (円/m ²)	対応する総務省分類
町民文化系施設	250,000	400,000	町民文化系施設
スポーツ・レクリエーション系施設	200,000	360,000	スポーツ・レクリエーション系施設
学校教育系施設	170,000	330,000	学校教育系施設
子育て支援施設	170,000	330,000	子育て支援施設
保健・福祉施設	200,000	360,000	保健・福祉施設
行政系施設	250,000	400,000	行政系施設
公営住宅	170,000	280,000	公営住宅
公園	200,000	360,000	供給処理施設
上水道施設	200,000	360,000	供給処理施設
下水道施設	200,000	360,000	供給処理施設

●インフラ系公共施設

(I)道路

- 現状施設のみでの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 15 年で更新を実施します。
- 更新費用の単価は表 2-10 のとおりです。

表 2-10 道路の更新単価

分類	更新単価 (円/m ²)
一般道路 (表層打換え)	4,700

(※4) 積み残し: 試算時点で更新年数を既に経過し、大規模修繕又は建替えられなくてはならないはずの施設が、大規模修繕又は建替えられずに残されている状況のことです。

(Ⅱ)橋りょう

- 現状施設のみの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 60 年で更新を実施します。
- 更新の積み残し^(※4)は最初の 5 年間で実施します。
- 構造に関わらずすべてコンクリート橋で更新します。
- 更新費用の単価は表 2-11 のとおりです。

表 2-11 橋りょうの更新単価

分類	更新単価 (円/m)
コンクリート橋	425,000

(Ⅲ)上水道

- 現状施設のみの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 40 年で更新を実施します。
- 更新の積み残し^(※4)は最初の 5 年間で実施します。
- 更新費用の単価は表 2-12 のとおりです。

表 2-12 上水道の更新単価 (配水管)

管径	更新単価 (円/m)
150 mm未満	97,000
150~200 mm	100,000
200~250 mm	103,000
250~300 mm	106,000
300~350 mm	111,000
350~400 mm	116,000
400~450 mm	121,000
450~550 mm	128,000

(Ⅳ)下水道

- 現状施設のみの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 50 年で更新を実施します。
- 更新費用の単価は表 2-13 のとおりです。

表 2-13 下水道及び農業集落排水施設の更新単価

管種	更新単価 (円/m)
塩ビ管	124,000

(2) 充当可能な財源見込みと公共施設等の将来更新等費用との比較

①財源見込み

過去5年間の投資的経費(実績値)を表2-14に示し、公共施設等の将来更新等費用に充てられる財源見込みを表2-15に示します。一般会計、企業会計及び特別会計ともに、過去5年間の実績値(平均)を将来充当可能な財源とみなし算出しました。

この結果、一般会計、企業会計及び特別会計を合わせた建築物系公共施設、インフラ系公共施設の将来充当可能な財源見込みは、年間約15.5億円となります。

表 2-14 過去5年間の投資的経費(実績値) ※決算統計・ヒアリングシートより

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	5年合計
①普通建設事業費(建築物系)	428,936	595,102	1,020,642	1,097,853	754,911	3,897,444
②普通建設事業費(インフラ系)	153,539	283,607	744,331	368,949	364,088	1,914,514
③水道事業会計(建設改良費)	389,563	207,134	269,106	195,054	121,914	1,182,771
④下水道事業会計(建設改良費)	156,264	176,112	157,615	131,035	142,560	763,586
合計	1,128,302	1,261,955	2,191,694	1,792,891	1,383,473	7,758,315

表 2-15 充当可能な財源見込み(過去5年間における投資的経費の平均値)

会計区分		対象	費用(千円/年)
一般会計		①普通建設事業費(建築物系)	779,489
		②普通建設事業費(インフラ系)	382,903
企業会計	水道事業会計	③建設改良費(資本的支出)	236,554
特別会計	下水道事業会計	④建設改良費(資本的支出)	152,717
合計			1,551,663

②将来更新等費用

建築物系公共施設及びインフラ系公共施設の将来更新等費用(推計額)を表 2-16 に示します。

建築物系公共施設及びインフラ系公共施設を合計した将来更新等費用は、年間約 37.5 億円になります。これに対して、充当可能な財源の見込みは年間約 15.5 億円であり、年間約 22 億円の不足が見込まれます。これにより、将来更新等費用は、充当可能な財源見込み額の約 2.4 倍の費用が必要となります。

表 2-16 将来更新等費用

会計区分		対 象	費用 (千円/年)
一般会計		建 築 物	1,000,000
		道 路	1,210,000
		橋りょう	70,000
企業会計	水道事業会計	上 水 道	1,160,000
特別会計	下水道事業会計	下 水 道	310,000
合 計			3,750,000

③試算条件を見直した場合の将来更新等費用推計

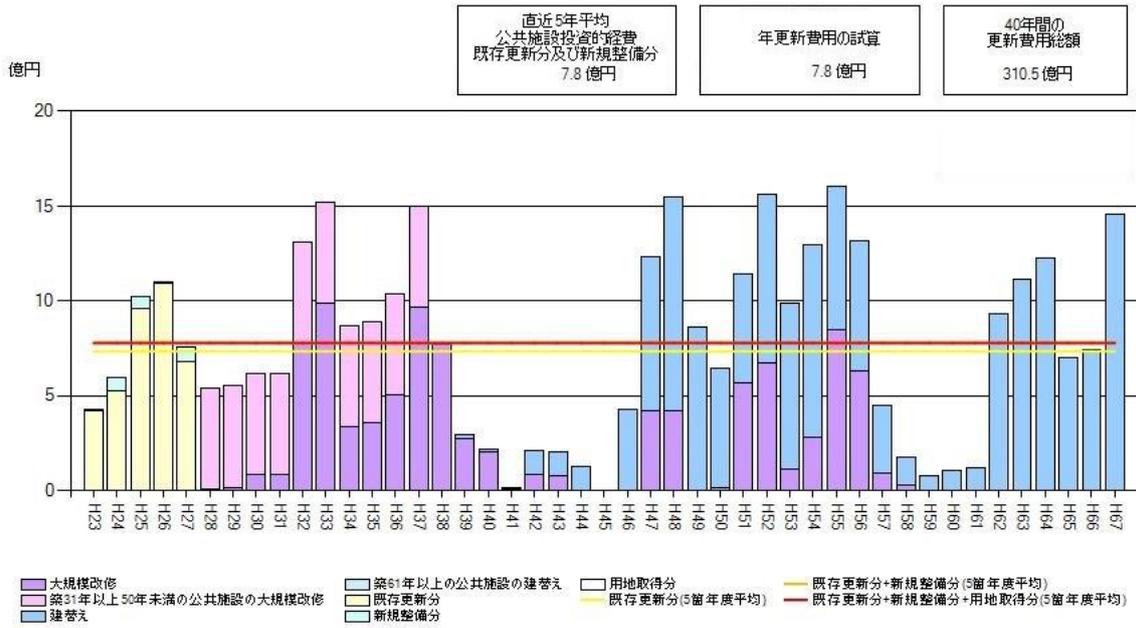
本町の公共施設等を全て現状のまま維持した場合、年間約 22 億円もの財源が不足すると見込まれており、必要な措置を講じなければ財政運営ができない事態となってしまう可能性があります。

そこで、建築物系公共施設及び道路について、施設の総量や更新の周期を見直して更新等費用額を試算しました。試算条件は以下のとおりです。

条件見直し後：小中学校再編により閉校となった校舎の更新等費用を「0」と仮定した場合。

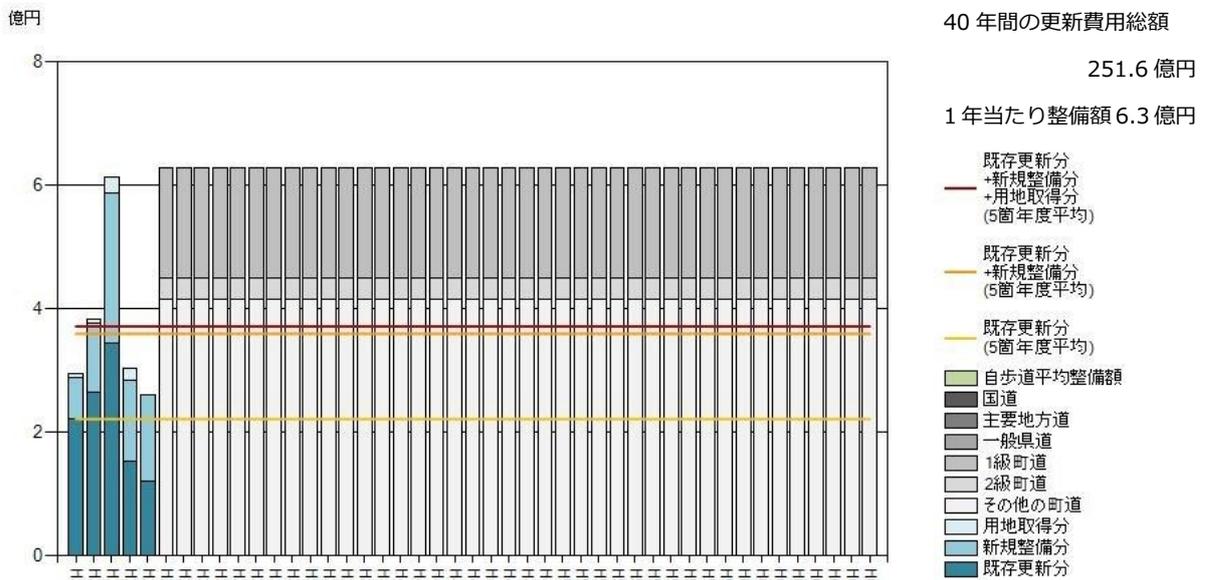
道路の更新周期について、1 級町道を 15 年、2 級町道を 25 年、その他町道を 35 年とした場合。

図 2-20 建築物系公共施設の将来更新等費用の推計（条件見直し後）



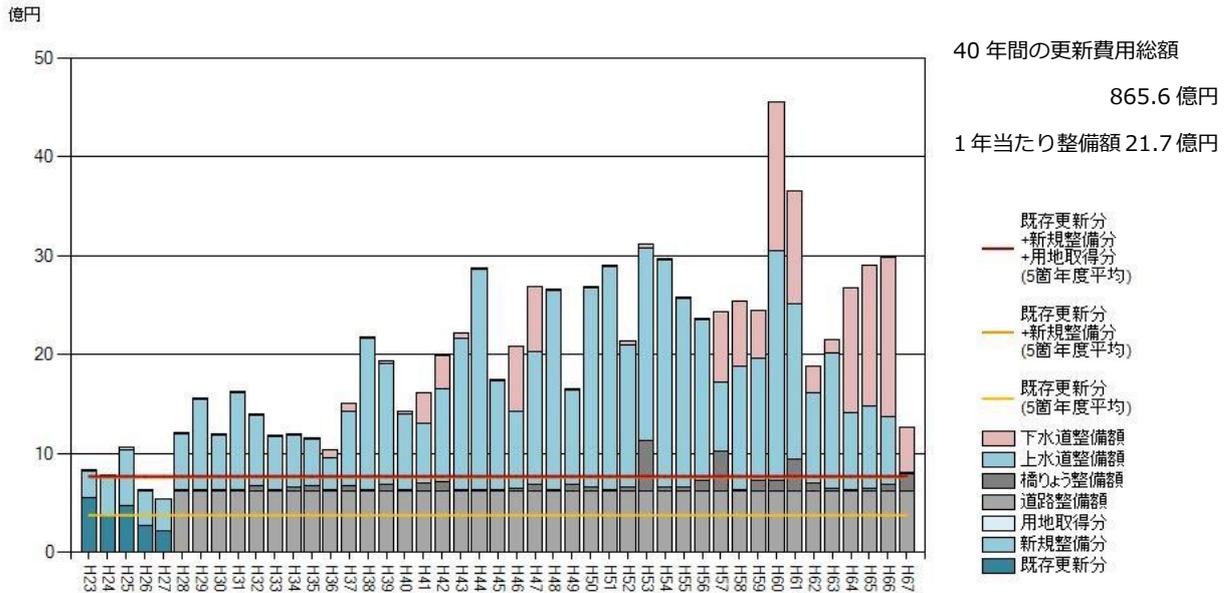
40年間の更新費用総額は約310.5億円、1年当たりの更新費用額は約7.8億円と推計されます。公共施設等を全て現状のまま維持した場合と比較して、更新に係る費用は40年間で約90.2億円、1年あたり約2.2億円低くなっています。

図 2-21 道路の将来更新等費用試算（条件見直し後）



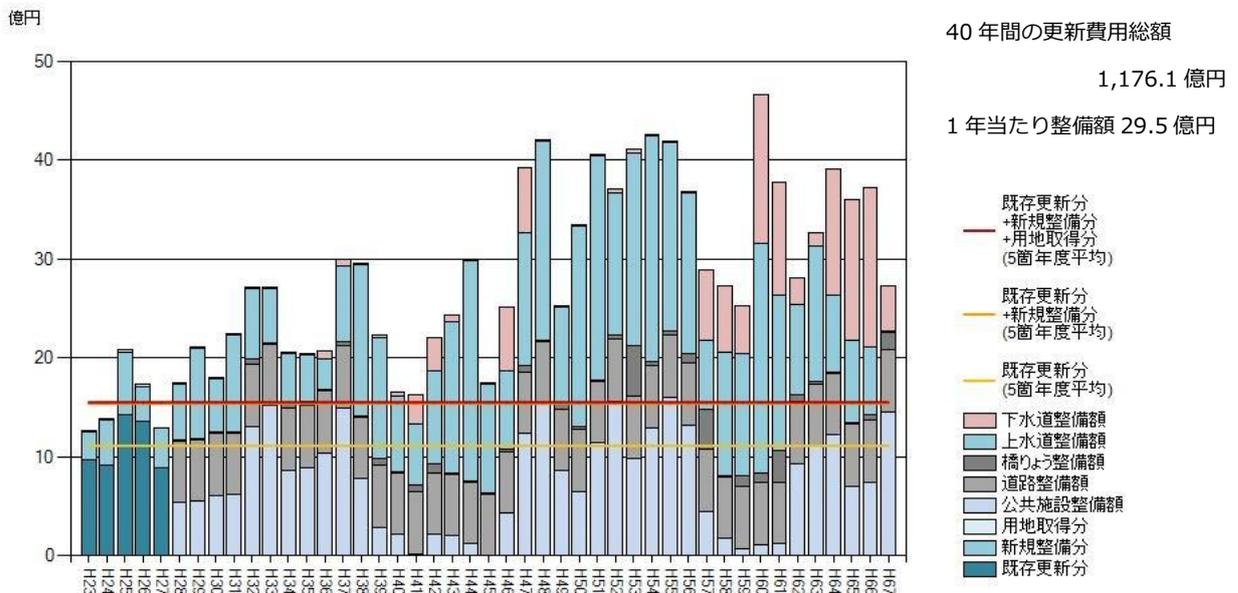
40年間の更新費用総額は約251.6億円、1年当たりの更新費用額は約6.3億円と推計されます。町道を全て15年で更新した場合と比較して、更新に係る費用は40年間で約231億円、1年あたり約5.8億円低くなっています。

図 2-22 インフラ系公共施設の将来更新等費用の推計（条件見直し後）



40年間の更新費用総額は約 865.6 億円、1年当たりの更新費用額は約 21.7 億円と推計されます。町道を全て 15年で更新した場合と比較して、更新に係る費用は 40年間で約 231 億円、1年あたり約 5.8 億円低くなっています。

図 2-23 全ての公共施設等の将来更新等費用の推計（条件見直し後）



40年間の更新費用総額は約 1,176.1 億円、1年当たりの更新費用額は約 29.5 億円と推計されます。公共施設等を全て現状のまま維持した場合と比較して、更新に係る費用は 40年間で約 321.2 億円、1年あたり約 8 億円低くなっています。

④試算結果整理

条件見直し後の試算結果では、公共施設等の将来更新等費用が1年あたり約8億円減少するため、本町の財政見通しに合った施設更新を進めていくためには、施設保有量の縮減やインフラ施設の長寿命化による更新周期の見直しが重要となることがわかります。

5 現状と課題に関する基本認識

前節で示したとおり、本町における公共施設等の更新等費用（大規模修繕及び建替え等にかかる経費）は、将来大きな財政負担となることが想定されます。また、本町の将来人口推計は減少傾向で推移すると見込まれており、これに伴う税収減や、高齢化の進展による社会保障費等の増加も想定されます。

これらを踏まえ、本町における公共施設等の課題とその基本認識を以下のとおり整理します。

（1）公共施設等の安全性と機能性の確保

本町では、昭和40年代から昭和50年代にかけて集中的に建築物系公共施設が整備されてきました。その結果、建築物系公共施設については、築40年以上経過している施設は全体の23.7%ですが、大規模修繕の目安である築30年以上となる施設は全体の約44.7%を占めています。

インフラ系公共施設については、平成25年度に策定した「茨城町橋梁長寿命化修繕計画」等により、計画的に長寿命化が進められていますが、その他インフラ系公共施設についても、今後は耐用年数を迎えるものが増加していきます。これら老朽化の問題に対応するため、公共施設等の長寿命化を図るとともに、安全性と機能性を確保していく必要があります。

また、本町は平成23年3月11日に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けました。そのため、公共施設の耐震化や公共施設の修繕に当たっては、防災・減災などの対策に継続して取り組む必要があります。

（2）町民ニーズに対応した公共サービスの提供

本町が保有する建築物系公共施設の人口1人当たりの延床面積は3.35㎡/人であり、全国市町村平均（3.42㎡/人）、茨城県内人口10,000人以上50,000人未満での20市町村の平均（3.76㎡/人）と比較するとやや低い水準にあります。

一方、現在の延床面積の総量を維持した場合、今後の人口減少により人口1人当たりの延床面積は増加し、施設の更新等にかかる人口1人当たりの費用負担も増加することが見込まれます。

したがって、人口構造の変化に伴う町民ニーズの変化に対応しつつ、質の高い公共サービスの提供を維持していく必要があります。

(3) 公共施設等の将来更新等費用の抑制

本町の公共施設等の将来更新等費用は、年間約 37.5 億円かかる見込みであり、将来充当可能な財源見込み額である年間約 15.5 億円の約 2.4 倍となります。

こうした分析結果に加え、財政については、人口減少や少子高齢化、社会保障費の増加など、今後も厳しい状況が想定されるため、早急に公共施設等の将来更新等費用の抑制を図っていくことが求められます。

6 町民アンケートによる意向調査

本町が保有する公共施設について、町民の利用状況やこれからの公共施設のあり方等の意向を調査するため、下記の要領で町民アンケートを実施しました。

調査対象	： 茨城町在住の満 18 歳以上の 2,800 人（住民基本台帳から無作為に抽出）
実施方法	： 郵送による調査票の配布・回収
回答数	： 982 人
回答率	： 35%
調査期間	： 平成 28 年 10 月 21 日から 11 月 7 日まで

■ 性別

性別	回答数	回答割合
男性	421	42.9%
女性	505	51.4%
無回答	56	5.7%
合計	982	100%

■ 年代

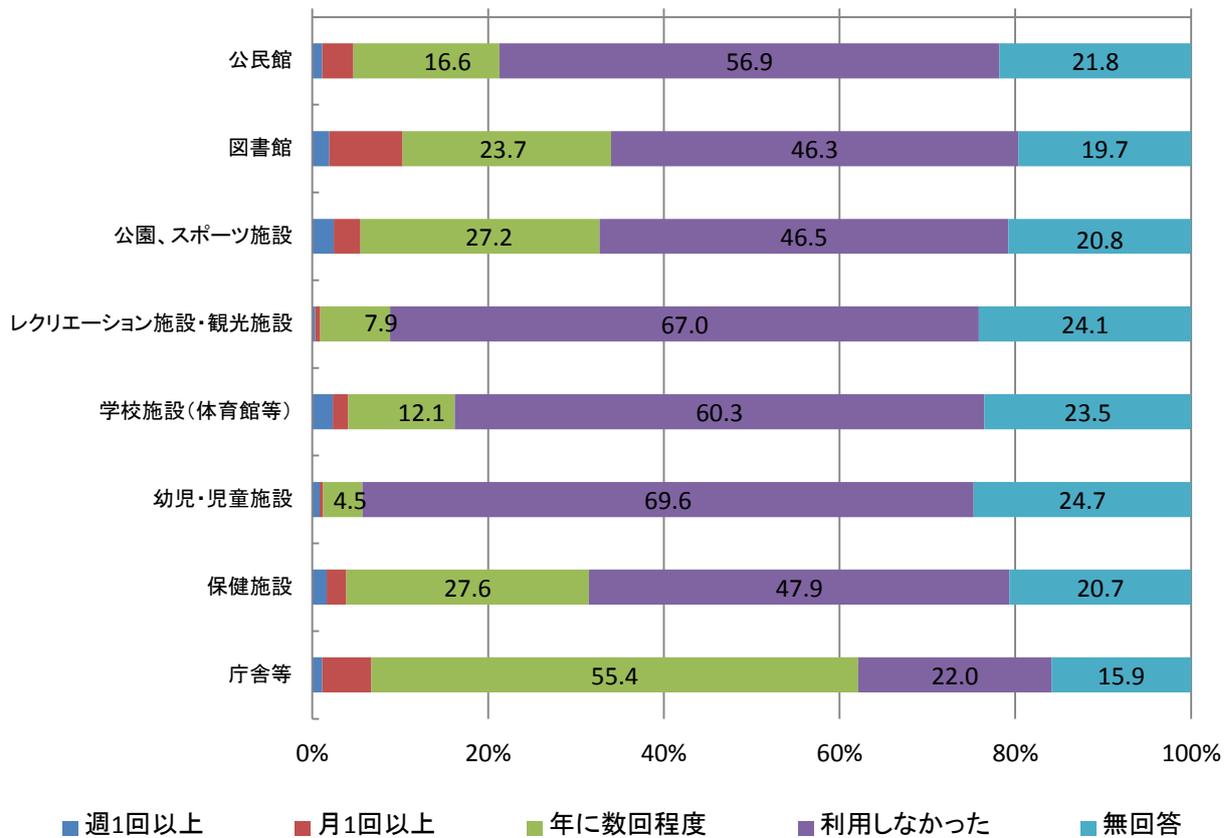
年代	回答数	回答割合
10 歳代	82	8.4%
20 歳代	242	24.6%
30 歳代	94	9.6%
40 歳代	273	27.8%
50 歳代	66	6.7%
60 歳代	115	11.7%
70 歳代	91	9.3%
無回答	19	1.9%
合計	982	100%

【問1】過去1年間の公共施設の利用状況（複数回答）

順位	施設名	件数	順位	施設名	件数
1	町役場	378	22	小幡北山埴輪製作遺跡公園	17
2	町立図書館（ゆうゆう館内）	230	22	長岡小学校	17
3	保健センター（ゆうゆう館内）	200	24	水道課事務所	16
4	涸沼自然公園	160	25	葵小学校	15
5	茨城町運動公園	113	25	旧広浦小学校	15
6	中央公民館	109	27	旧石崎小学校	14
7	桜の郷中央公園	64	27	旧川根小学校	14
8	親沢公園	45	29	広浦公園キャンプ場	12
9	小堤地区学習等供用施設	38	30	旧上野合小学校	11
10	涸沼自然公園キャンプ場	37	31	旧沼前小学校	9
11	広浦公園	34	32	小幡運動広場	8
12	青葉小学校	32	33	茨城工業団地内公園	7
13	大戸さくら公園	31	34	親沢公園キャンプ場	6
13	網掛公園	31	35	桜運動公園	5
15	明光中学校	29	35	大戸児童クラブ	5
16	消防庁舎	26	35	涸沼台運動広場	5
17	旧駒場小学校	25	38	青葉児童クラブ	4
17	大戸小学校	25	38	長岡公園	4
19	子育て支援センター（ゆうゆう館内）	24	40	広浦運動広場	3
20	青葉中学校	23	41	葵児童クラブ	2
21	奥谷公園	22		無回答	403

施設の利用状況では町役場が1番多く、次いで図書館や保健センターといったゆうゆう館内の施設利用が多いという結果となりました。

【問2】過去3年間の公共施設の利用状況



いずれの公共施設においても、「年に数回程度」、「利用しなかった」の割合の合計は70%を超えており、公共施設の利用頻度は低くなっています。

一方、「週に1回以上」、「月に1回以上」、「年に数回程度」の割合を合わせた利用状況としてみると、庁舎等が約6割と高く、図書館、公園・スポーツ施設及び保健施設では約3割となっています。

【問3】道路、橋りょう、公園などの日常的な維持管理の状況について（単一回答）

道路 舗装のひび割れ、わだち（凹凸）の補修

回答	回答数	回答割合
比較的良好な状態で満足している	20	2.0%
現状で特に不満はない	224	22.8%
やや状態が悪いところがあり不満である	368	37.5%
とても状態が悪いところがあり不満である	206	21.0%
わからない	74	7.5%
無回答	90	9.2%
合計	982	100%

橋りょう 塗装の剥がれ、コンクリートのひび割れ等の補修

回答	回答数	回答割合
比較的良好な状態で満足している	22	2.2%
現状で特に不満はない	323	32.9%
やや状態が悪いところがあり不満である	248	25.3%
とても状態が悪いところがあり不満である	93	9.5%
わからない	191	19.4%
無回答	105	10.7%
合計	982	100%

公園 遊具等の破損等の補修

回答	回答数	回答割合
比較的良好な状態で満足している	21	2.1%
現状で特に不満はない	264	26.9%
やや状態が悪いところがあり不満である	95	9.7%
とても状態が悪いところがあり不満である	42	4.3%
わからない	439	44.7%
無回答	121	12.3%
合計	982	100%

道路の舗装、ひび割れ等の補修については、「やや状態が悪い」と「とても状態が悪い」を合わせると 58.5%となっており、道路の日常的な維持管理については町民満足度が低いという結果となりました。

橋りょうや公園の補修については、「現状で特に不満はない」が 1 番多い回答となっています。

【問4】道路、橋りょう、公園などの今後の整備について（単一回答）

道路

回答	回答数	回答割合
不便な（不足する）場所では拡充をする	374	38.1%
現状の規模を維持する	240	24.5%
利用が少なく、かつそれに代わる他の施設がある場合は減らす	125	12.7%
わからない	120	12.2%
無回答	123	12.5%
合計	982	100%

橋りょう

回答	回答数	回答割合
不便な（不足する）場所では拡充をする	262	26.7%
現状の規模を維持する	330	33.6%
利用が少なく、かつそれに代わる他の施設がある場合は減らす	73	7.4%
わからない	167	17.0%
無回答	150	15.3%
合計	982	100%

公園

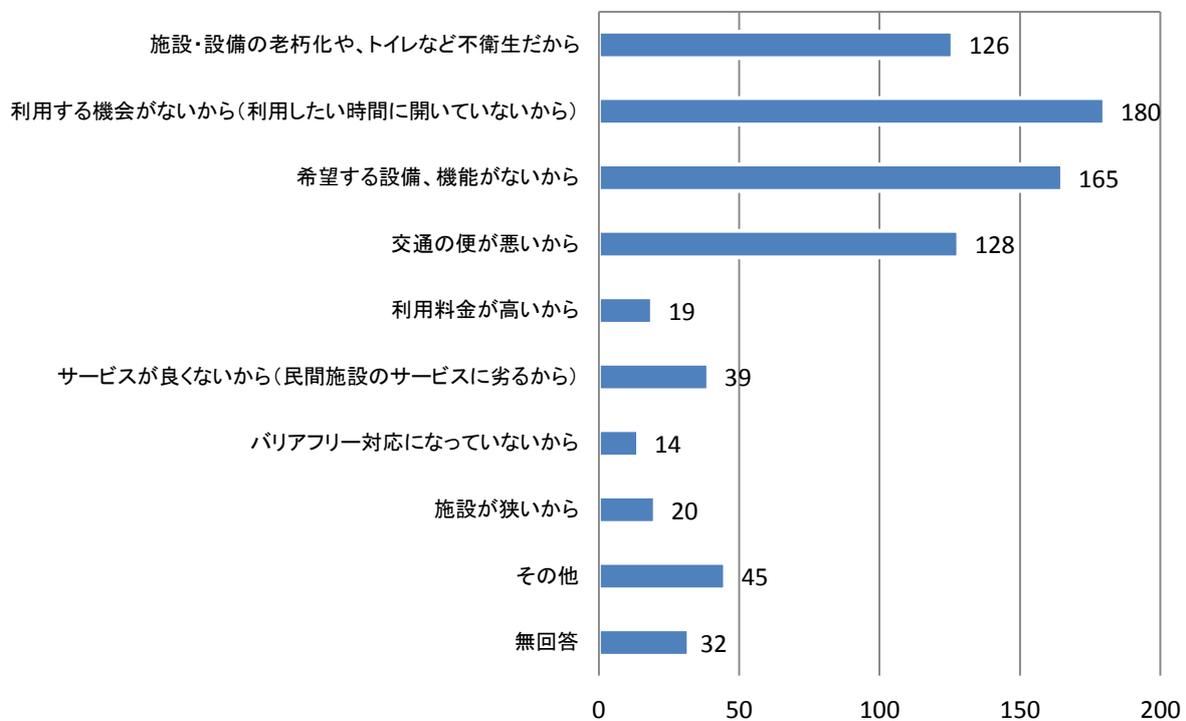
回答	回答数	回答割合
不便な（不足する）場所では拡充をする	155	15.8%
現状の規模を維持する	246	25.1%
利用が少なく、かつそれに代わる他の施設がある場合は減らす	183	18.6%
わからない	260	26.5%
無回答	138	14.0%
合計	982	100%

道路、橋りょう、公園などの今後の整備については、道路では「不便な（不足する）場所では拡充をする」、橋りょう、公園では「現状の規模を維持する」が1番多い回答となっています。

【問5】茨城町の公共施設に対する満足度（単一回答）

回答	回答数	回答割合
満足している	54	5.5%
ほぼ満足している	456	46.4%
あまり満足していない	299	30.5%
満足していない	105	10.7%
無回答	68	6.9%
合計	982	100%

上記の問いに満足していないと答えた理由（複数回答）



公共施設に対する満足度では、「満足している」または「ほぼ満足している」と回答した方が半数を超えています。

満足していない理由として最も多い回答は「利用する機会がないから（利用したい時間に開いていないから）」となっており、次いで「希望する設備、機能がないから」「交通の便が悪いから」と続いております。

【問 6】 公共施設の老朽化問題※について（単一回答）

※ 公共施設の老朽化に伴う維持・更新費用の増大と、少子高齢化により自治体の財政が厳しさを増す状況が同時に進行し、財源不足が深刻化する問題のことをいいます。

回答	回答数	回答割合
知っている	298	30.3%
聞いたことはあるが、詳しくは知らない	435	44.3%
知らなかった	191	19.5%
無回答	58	5.9%
合計	982	100.0%

【問 7】 公共施設の縮小や廃止、複合化※について（単一回答）

※ 複合化とは、本来設置目的が異なる施設（体育館や会議室など）について、施設の有効活用の観点から組み合わせることをいいます。スペースの有効活用を図り、建物の面積を減らすことで、施設の管理費用の削減が期待できます。

回答	回答数	回答割合
賛成	420	42.8%
どちらかと言えば賛成	389	39.6%
どちらかと言えば反対	25	2.5%
反対	12	1.2%
わからない	101	10.3%
無回答	35	3.6%
合計	982	100%

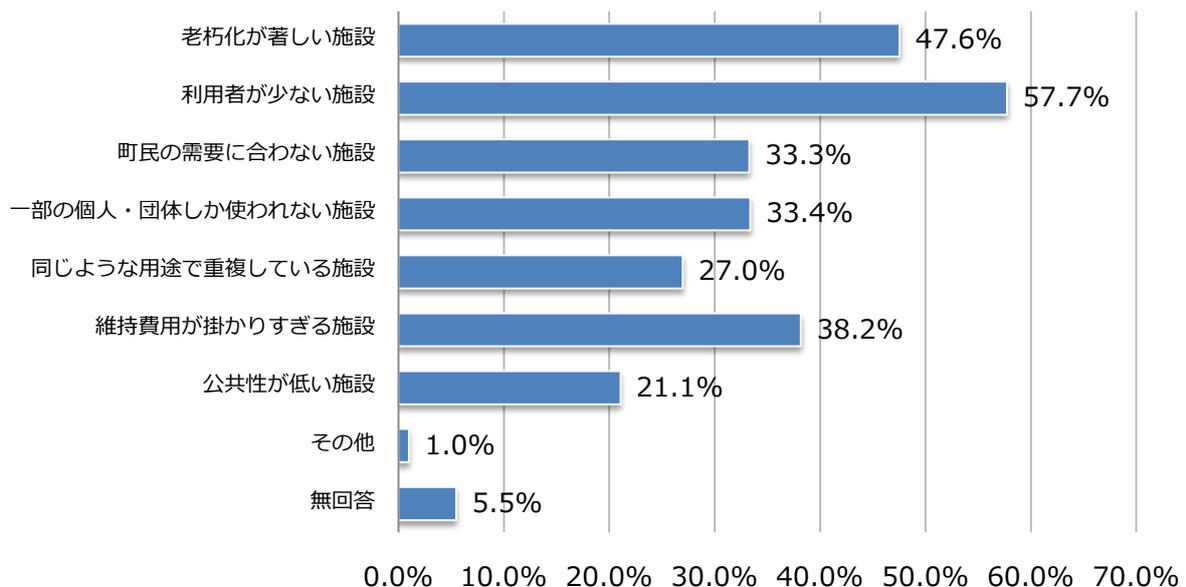
公共施設の老朽化問題については、75%近い方が「知っている」または「聞いたことがある」と回答しています。

公共施設の縮小や廃止、複合化については、「賛成」または「どちらかと言えば賛成」と回答された方が 82.4%に上り、「反対」または「どちらかと言えば反対」は合わせて 3.7%に過ぎないという結果となりました。

【問 8】公共施設の縮小や廃止、複合化により、今まで利用できた施設が利用できなくなったり、利用料金が値上がりすることについて（単一回答）

回答	回答数	回答割合
容認できる	147	15.0%
ある程度までなら容認できる	703	71.6%
容認できない	85	8.6%
無回答	47	4.8%
合計	982	100%

【問 9】公共施設の量を減らすことを検討した場合、重点を置くべき点について（複数回答）



公共施設の縮小や廃止、複合化により、施設が利用できなくなったり、利用料金が値上がりすることについて、「容認できる」または「ある程度までなら容認できる」と回答されたか方が 86.6%と圧倒的に多い結果となりました。

公共施設を減らす場合に重点を置くべき点については、「利用者が少ない施設」が 57.7% 「老朽化が著しい施設」が 47.6%と多くなっています。

【問 10】公共施設の更新や維持に必要な財源が不足する場合の対応について（単一回答）

回答	回答数	回答割合
公共施設を縮小・廃止するなど、財政状況に見合った施設量にする	632	64.4%
利用者が負担すべきだから、使用料を値上げして財源を確保する	143	14.6%
他の公共サービスを削減し、財源を確保する	53	5.4%
町民が負担すべきだから、増税して財源を確保する	12	1.2%
地方債※の発行など、借金をして財源を確保する	22	2.2%
その他	36	3.7%
無回答	84	8.5%
合計	982	100%

※ 地方債とは、町が施設の建設事業等を行う際に借入れる借金のことです。借金は、公債費という予算区分で、元金と利子を毎年償還します。

公共施設の更新や維持のための財源が不足する場合の対応については、「施設の縮小・廃止により財政状況に見合った施設量にする」が1番多い回答となっています。

その他としては、「もっとムダを省いて財源を確保する」、「職員や議員を減らして財源を確保する」といった意見があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 基本目標

本町の公共施設等を取り巻く現状と課題、将来の費用負担に関する試算及び町民アンケートの結果を踏まえ、本計画の基本目標を定めます。

建築物系公共施設については、安全性と機能性を確保し、質の高い公共サービスを維持した上で、公共施設全体の効率的な有効活用と最適化を目指します。

インフラ系公共施設については、町民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時には救護や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、安全性と利便性を確保しつつ、長寿命化等による経費の抑制を目指します。

(1) 建築物系公共施設に関する基本目標

①施設の適正管理及び長寿命化

施設の安全性と機能性を継続的に確保するため、法定点検及び日常点検を実施し、耐震化や計画的な修繕等により、施設の適正管理及び長寿命化に努めます。

②施設の適正配置及び有効活用

質の高い公共サービスを提供し続けるため、人口構造や町民ニーズの変化に適応した施設配置及び有効活用に努めます。

③施設の最適化による将来負担の抑制

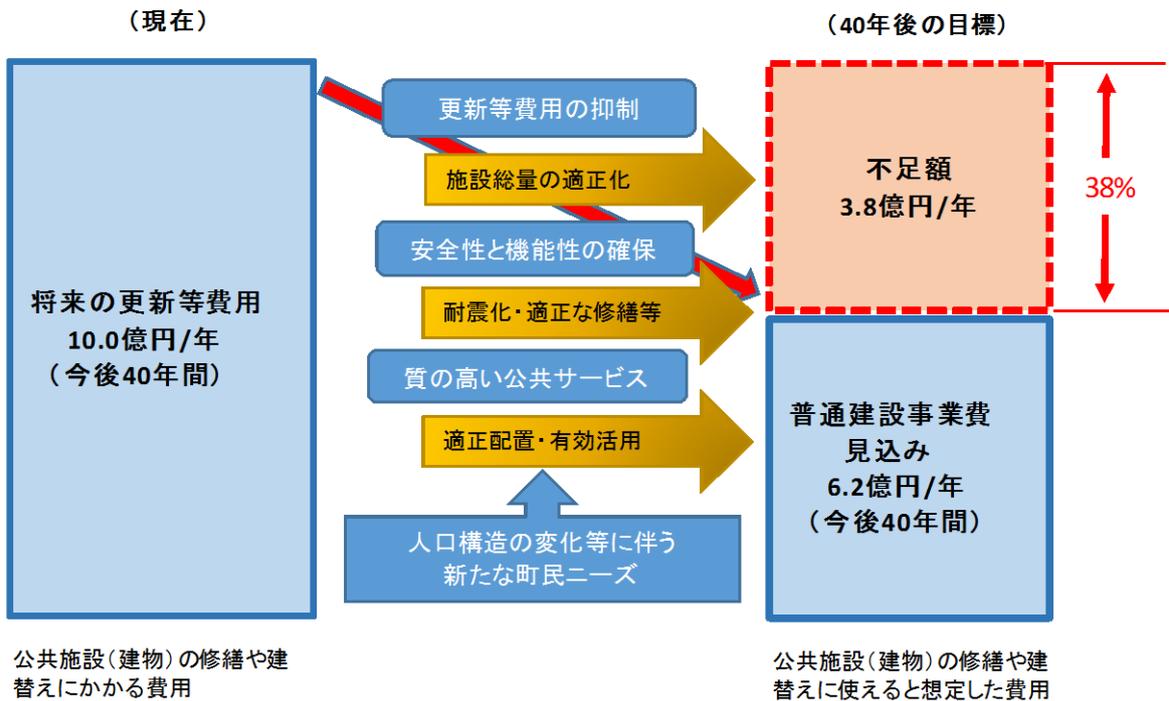
今後増大が見込まれる将来の更新等費用の軽減を図るため、民間との協働や統廃合・複合化等による施設の最適化を目指します。

また、推計された将来の更新等費用、年間 10.0 億円に対して財政的なシミュレーション^(※5)を行った結果、今後 40 年間で充当可能な普通建設事業費の見込みが年間約 6.2 億円となり、年間約 3.8 億円が不足するため、約 38%の更新等費用の縮減が必要となる結果となりました。

このシミュレーションの結果を踏まえ、将来更新等費用の縮減に取り組んでいきます。

(※5) 財政的なシミュレーション：人口減少の影響を強く受ける「町民税」と「扶助費」に着目し、将来の人口推計を考慮して充当可能額を算出した。

図 3-1 建築物系公共施設の基本目標イメージ



(2) インフラ系公共施設に関する基本目標

① 適正管理による計画的な整備・更新

災害時においても町民生活の安全性及び利便性を確保できるよう、日常点検を実施し、施設の計画的な整備・更新に努めます。

② 長寿命化による将来負担の抑制

今後増大が見込まれる将来更新等費用の軽減を図るため、予防保全型維持管理への転換やインフラ施設の長寿命化を推進し、中長期的な視点による費用の抑制及び平準化を目指します。

2 管理の実施方針

前節の基本目標を踏まえ、公共施設等における管理の実施方針について以下に整理します。今後新たに各施設の個別計画を策定する場合は、本計画における方針と整合性を図るものとします。

(1) 建築物系公共施設管理の実施方針

①施設の適正管理及び長寿命化

継続的に点検・診断・メンテナンスを行える体制の整備

- ◇建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するため、点検・診断等を実施します。
- ◇対処療法である「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し、使用不可能な状態の前に補修等を行う「予防保全」への転換を検討します。

点検・診断結果を踏まえた安全性の確保

- ◇点検・診断の結果や老朽化の状況などから危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、修繕、建替え、解体等を検討し、安全性の確保に努めます。

計画的な長寿命化の推進

- ◇耐震化未実施の施設のうち、診断等により耐震化が必要と判断された施設については、施設の老朽度や今後の需要も考慮のうえ、段階的に耐震化を推進します。
- ◇定期点検や予防保全の結果を踏まえて修繕や大規模修繕を計画的に実施することにより、老朽化の進行を遅らせ、施設の機能低下を抑えるとともに、将来更新等費用の抑制及び平準化を図ります。

②施設の適正配置及び有効活用

新規整備・建替えの慎重な検討

- ◇施設の 신설や建替えが必要な場合には、財政状況を踏まえつつ、柔軟な利活用が可能となるように整備を行います。

今後における施設のあり方や適正配置の検討

- ◇既存の施設について、社会情勢や町民ニーズに適應しているかどうか再度検討し、中長期的な視点から、今後における施設のあり方や適正配置について検討します。
- ◇町民アンケートでは、公共施設の維持や管理に必要な財源が不足する場合、「施設を縮小・廃止するなど、財政状況に見合った規模にする」という回答が64.4%と半数を超えていることから、財政状況等を踏まえ、施設の縮小や廃止の可能性についても検討します。

未利用施設の有効活用

- ◇使用を停止した施設について、社会情勢や町民ニーズに適應した活用方法を検討します。また、町単独での利用が図れない場合は、民間活力による公的サービスについても検討します。

③施設の最適化による将来負担の抑制

官民連携による事業の効率化

- ◇民間活用によるコスト削減やサービス向上が期待できる施設については、PPP^(※6)やPFI^(※7)の導入により民間企業の資金やノウハウを活用するほか、地域住民との連携による事業の効率化についても検討します。

施設の統廃合・複合化の検討

- ◇施設の大規模修繕や建替えを検討する際は、社会情勢や町民ニーズ、周辺施設や類似施設の状況等を踏まえ最適な規模を検討するとともに、建物の統廃合や機能の複合化についても検討します。
- ◇公共施設の縮小や廃止、複合化に関する町民アンケートでは、「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答された割合が82.4%となっているため、今後は施設の縮小や廃止、複合化について検討します。
- ◇公共施設の量を削減する場合に重点を置くべき点については、「利用者が少ない施設」「老朽化が著しい施設」という回答が多い事を踏まえ、施設の利用状況や老朽化等を考慮したうえで、施設の適正規模の検討や存続・廃止の検討等を行います。

管理費用の縮減及び財源の確保

- ◇施設の運営費用縮減のため、省エネルギー対応機器等の積極的な導入に努めます。
- ◇公的利用が見込めない公共施設については、売却や貸付による収入の確保を検討します。
- ◇将来的に利用が見込めない施設等については、客観的な視点から保有の必要性を検討し、総量の縮減に努めます。
- ◇施設の撤去により生じる跡地は、売却処分等を検討して財源の確保を図ります。
- ◇必要性、公共性の高い施設であっても、施設の設置目的や業務内容等を精査した上で、利用率や稼働率の向上に努めるとともに、受益者負担の適正化を推進することにより、効率的・効果的な管理運営を行います。

(※6) PPP パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）：公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。指定管理者制度も含まれます。

(※7) PFI プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいいます。

(2) インフラ系公共施設管理の実施方針

①適正管理による計画的な整備・更新

点検・診断結果を活用したメンテナンスサイクルの構築

- ◇「事後保全」から「予防保全」へ転換し、施設性能を可能な限り維持します。
- ◇定期的な点検・診断結果から得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）の構築に努めます。

中長期的な視点によるバランスのとれた施設の整備・更新

- ◇インフラ施設は町民生活を支える重要な施設であることから、今後の社会・経済情勢の変化や町民のニーズを踏まえ、中長期的な視点から必要な新規整備及び更新等を計画的に実施します。
- ◇費用対効果や経済波及効果を考慮し、新規整備及び更新等をバランスよく実施します。

②長寿命化による安定供給及び将来負担の抑制

計画的な長寿命化の推進

- ◇利用者の安全性や安定供給を確保するため、各施設の特性や緊急性を考慮した上で、点検及び診断結果に基づき計画的に耐震化等の長寿命化を図ることにより、老朽化の進行を遅らせ、施設の機能低下を抑えるとともに、将来更新等費用の抑制及び平準化を目指します。

管理費用の縮減及び財源の確保

- ◇特定の町民が利益を受けるサービスについては、受益者負担の観点から、コストの状況等を総合的に判断したうえで、費用の縮減と負担の公平性確保に努めます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建築物系公共施設

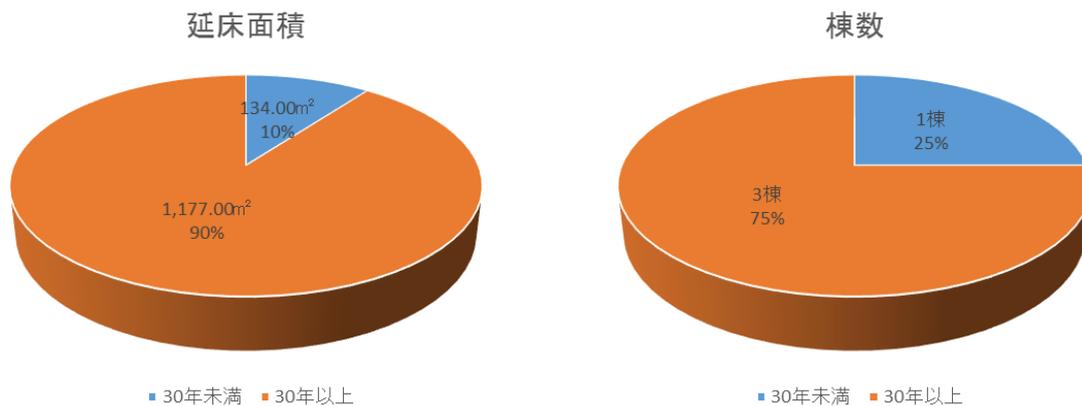
建築物系公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示します。

(1) 町民文化系施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
集会施設	旧小堤地区学習等供用施設	町直営	1	1979	612.00
	香取地区学習等供用施設	地区貸与	1	1979	160.00
	旧青少年共同宿泊研修所	町直営	2	1970	539.00

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

- ・学習等供用施設は、地区住民の学習・集会等の用に供するために設置しています。
- ・香取地区学習等供用施設の管理は、地域住民によって行われています。
- ・旧青少年共同宿泊研修所は老朽化が著しいため、現在は資料等の保管場所としています。
- ・施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、今後の活用を見据えた施設のあり方が課題になります。

④基本的な方針

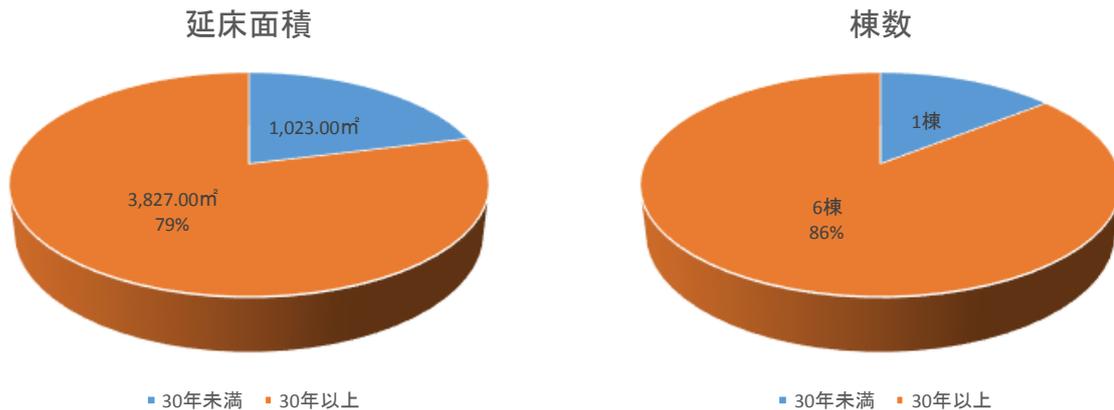
- ・旧小堤地区学習等供用施設は平成 28 年度より茨城町農業公社へ貸与し、香取地区学習等供用施設は継続して地区に貸与します。
- ・施設の老朽化状況や利用状況を考慮しつつ、将来に向け、維持、転用、譲渡、廃止など、効果的な活用について検討します。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
スポーツ施設	中央公民館	町直営	1	1974	3,405.00
	運動公園	町直営	6	1979	1,445.00

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

- ・中央公民館は町内唯一の大ホールを備えた施設であり、スポーツや各種イベントに幅広く利用されています。
- ・運動公園は屋内プールや陸上競技場、野球場を備えており、町民の運動や健康づくりの拠点となっています。
- ・中央公民館・運動公園ともに経年劣化が進んでいることから、施設の老朽化状況を踏まえ、計画的に維持修繕を行い、適正に管理するとともに、効率的かつ効果的な運営により経費の縮減に努める必要があります。

④基本的な方針

- ・施設の老朽化状況や利用状況、町民ニーズを考慮しつつ運営方法について検討します。
- ・老朽化が進んでいる施設であり、点検による異常の早期発見・早期対策による長寿命化について検討します。
- ・サービスの維持向上、利用者の安全確保または維持管理費の低減化を図る観点から、設備や躯体の点検や修繕を適切に実施します。
- ・受益者負担の原則に基づき、今後の老朽化対策や設備の更新に伴う財政負担に見合うように、使用料の適正化について検討します。
- ・周辺市町村との連携も視野に入れた広域利用の可能性について検討します。

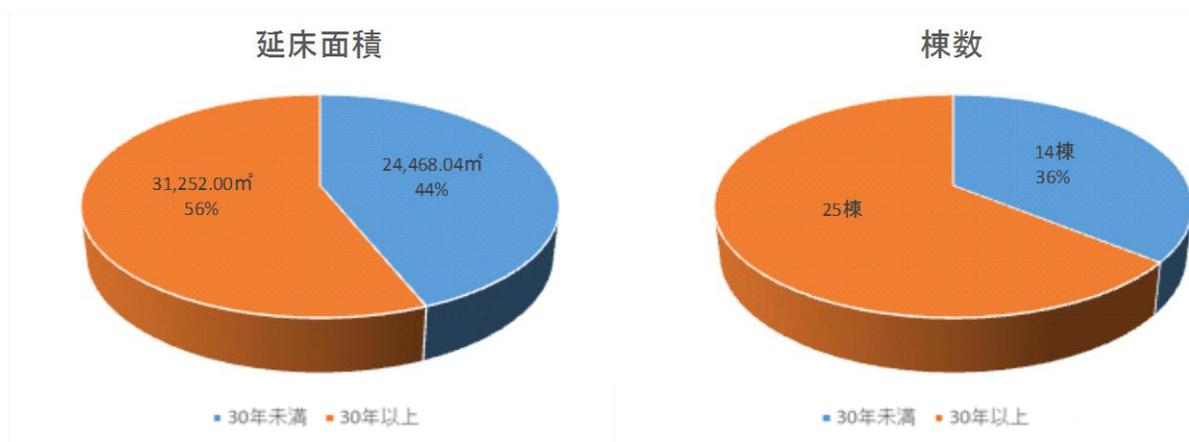
(3) 学校教育系施設

1) 学校

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
学校	長岡小学校	町直営	3	1975	4,301.00
	大戸小学校	町直営	3	1980	3,352.00
	青葉小学校	町直営	4	1983	6,619.61
	葵小学校	町直営	4	1982	3,932.43
	旧沼前小学校	町直営	3	1966	3,591.00
	旧駒場小学校	町直営	3	1975	2,971.00
	旧川根小学校	町直営	2	1968	3,839.00
	旧上野合小学校	町直営	2	1972	3,374.00
	旧広浦小学校	町直営	2	1977	2,316.00
	旧石崎小学校	町直営	2	1969	2,896.00
	明光中学校	町直営	5	1983	10,172.00
	青葉中学校	町直営	6	1985	8,356.00

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

- ・本町の小・中学校数は、「茨城町小中学校再編計画」に基づく統廃合により、平成28年4月1日現在で小学校4校、中学校2校となりました。
- ・閉校校舎の一部については、行政施設として活用等を進めてきましたが、それ以外の校舎や跡地の利活用が今後の課題になります。

④基本的な方針

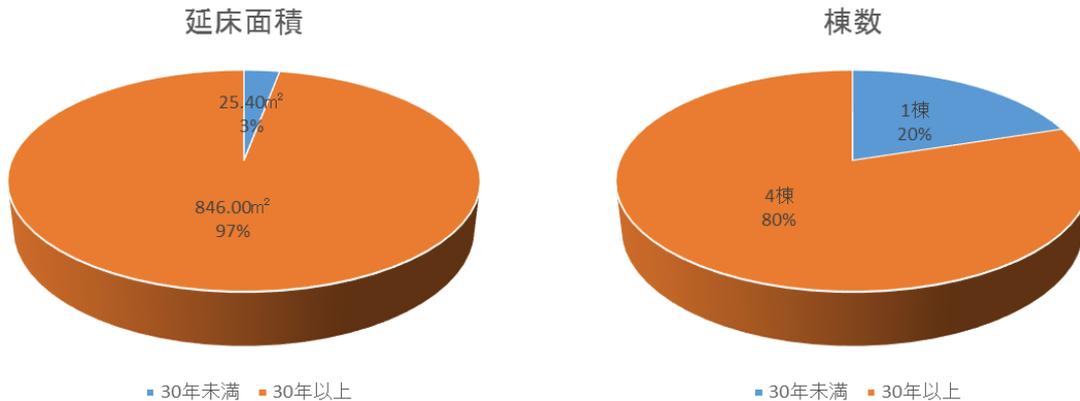
- ・今後の児童・生徒数の動向や地域における役割を十分に踏まえ、適切に維持管理します。
- ・地域の避難拠点施設としての役割を考慮し、災害に強い安全・安心な施設づくりを進めます。
- ・小中学校再編により閉校となった跡地については、地域の活性化や交流の場として有効活用が図られるよう検討し、校舎等については、最終的に再利用しない場合は、解体・撤去します。当該財源については、公共施設等適正管理推進事業債等の活用を検討します。

2) その他教育施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
その他教育施設	給食センター	町直営	5	1970	871.40

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

- ・小学校、中学校及び幼稚園の児童生徒の給食を調理する施設であり、1日あたり約2,800食の完全給食を提供しています。運営については、調理を民間へ委託しています。
- ・建築後40年以上が経過した老朽化が著しい施設になります。将来の在り方を踏まえた上で、大規模修繕や建替え等を検討する必要があります。

④基本的な方針

- ・給食の安定供給と衛生環境の維持向上を図るために、設備の保守点検、定期的な修繕や更新、機能向上に向けた維持管理を適切に実施します。
- ・今後も児童生徒へ安全で安心な学校給食を提供するため、調理場の大規模修繕や建替えを検討します。

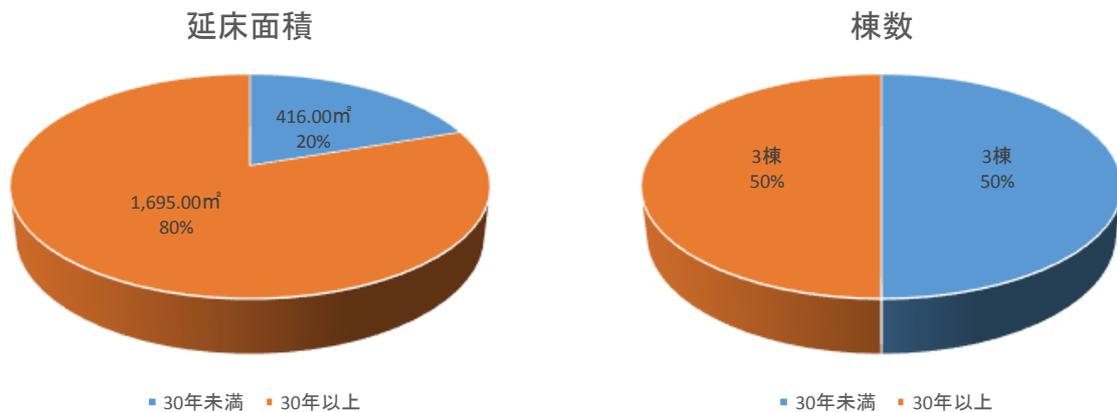
(4) 子育て支援施設

1) 幼稚園・保育園・こども園

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
幼稚園・保育園 ・こども園	長岡幼稚園	町直営	1	1978	831.00
	大戸幼稚園	町直営	2	1990	351.00
	沼前幼稚園	町直営	2	1976	493.00
	旧上野合幼稚園	町直営	1	1977	436.00

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

- ・町立の幼稚園は3園あり、乳幼児を保育することを目的に設置しています。
- ・旧上野合幼稚園は老朽化が著しいため、現在は資料等の保管場所としています。
- ・昭和50年代の施設である沼前幼稚園・長岡幼稚園については、築30年以上が経過しているため、施設の更新や長寿命化を検討する必要があります。

④基本的な方針

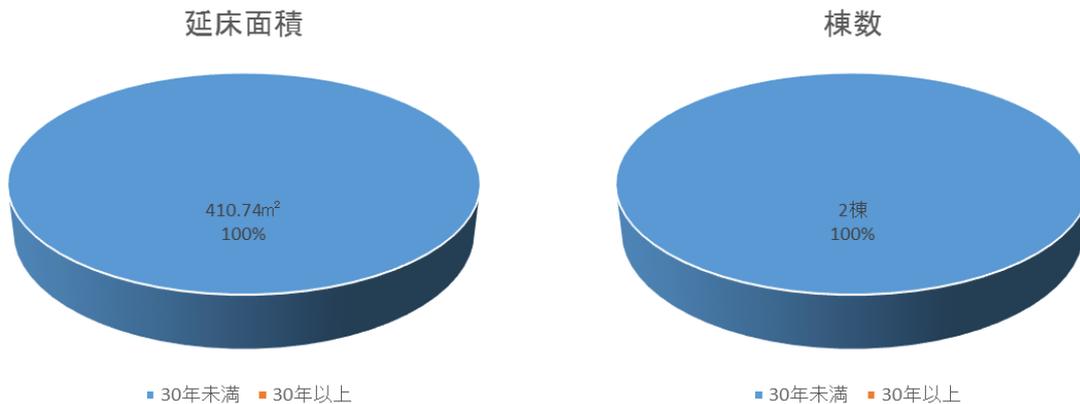
- ・園児の安全確保と快適な保育環境の整備を図る観点から、点検や修繕を計画的に実施します。
- ・建物の劣化及び機能低下を早期発見、早期対策することで、施設の長寿命化や幼稚園利用者の安全確保を図ります。

2) 幼児・児童施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
幼児・児童施設	大戸児童クラブ	町直営	1	2013	202.06
	葵児童クラブ	町直営	1	2015	208.68

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

- ・大戸児童クラブを利用している児童数は約 65 人、葵児童クラブは約 55 人となっており、児童数は増加傾向にあります。
- ・建物構造は木造であり、比較的耐用年数が短い施設ではあるものの、2 児童クラブとも数年以内の建築であるため耐用年数の到来までには余裕があります。

④基本的な方針

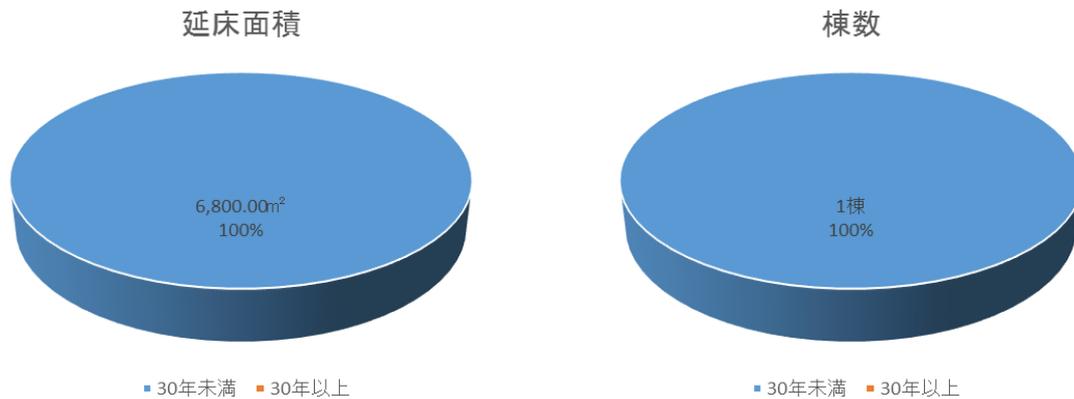
- ・児童の安全確保と快適な施設環境の整備を目的として、計画的な点検や修繕等を行っていきます。
- ・子ども・子育て事業に係る関係機関との連携を図り、施設の有効活用を推進します。
- ・小学校の敷地内または隣接地に設置している施設であることから、小学校の施設管理とも整合性を図りながら運営・管理を実施します。

(5) 保健・福祉施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
その他 社会福祉施設	茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」	町直営	1	1995	6,800.00

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

- ・茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」は、町立図書館や保健センターなどを併設した複合施設です。
- ・保健センターでは、各種がん検診や乳幼児健診、研修や講座等、保健指導や健康推進に係る様々な事業を実施しています。
- ・町立図書館は幅広い世代の教育・文化活動の振興を図る役割を担っています。
- ・町民アンケートでは、ゆうゆう館内施設である町立図書館や保健センターの利用が、他の施設に比べて多いことから、安全面について十分考慮した適切な管理を行う必要があります。

④基本的な方針

- ・本町の社会福祉施設としての機能を充実させ、適切に管理運営を行います。
- ・乳児から高齢者まで幅広い世代が利用する施設であることから、安全確保や快適な施設環境の整備を図るために、点検や修繕を計画的に実施します。

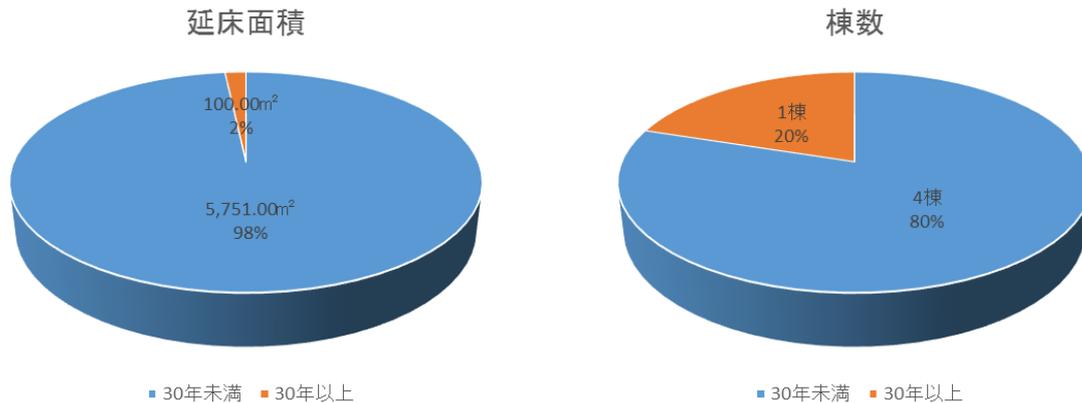
(6) 行政系施設

1) 庁舎等

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
庁舎等	茨城町役場本庁舎	町直営	5	1977	5,851.00

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

- ・ 役場庁舎は、地方行政を推進していくための中心施設として、町民サービスを提供することを目的に設置しています。
- ・ 町民アンケート結果では、公共施設の中で最も利用されている施設であることから、誰もが使いやすいと安心して利用できる施設として、適切な管理・運営が必要となります。

④基本的な方針

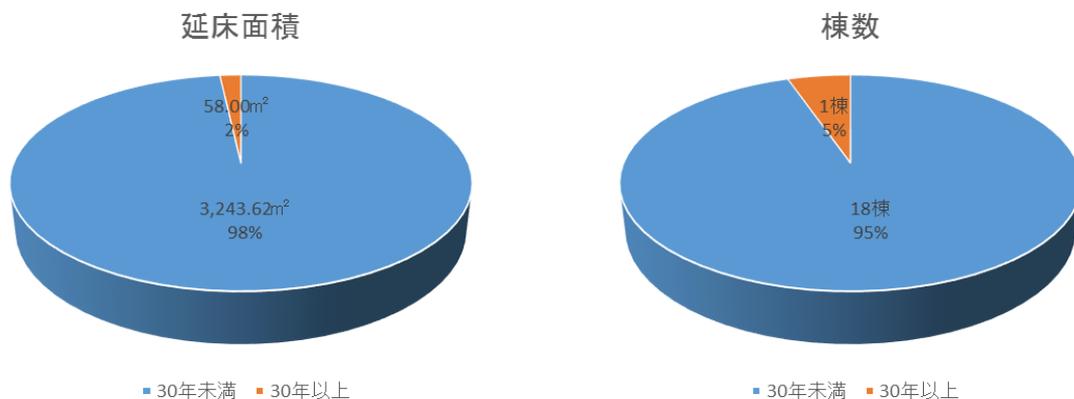
- ・ 町政を担う中心拠点であるほか、災害時には対策本部が設置されるなど防災拠点であることから、計画的に修繕を行っていきます。
- ・ 太陽光発電設備については既に導入しておりますが、今後も、光熱水費の低減を図るため、省エネルギー化の取り組みを検討します。

2) 消防施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
消防施設	茨城町消防署	町直営	1	2012	2,281.00
	長岡コミュニティ消防センター	町直営	1	1986	58.00
	小鶴コミュニティ消防センター	町直営	1	1994	57.00
	常井コミュニティ消防センター	町直営	1	1989	58.00
	野曽コミュニティ消防センター	町直営	1	1991	57.00
	奥谷コミュニティ消防センター	町直営	1	1994	56.00
	南川又コミュニティ消防センター	町直営	1	1992	56.00
	下土師コミュニティ消防センター	町直営	1	1987	58.00
	駒場コミュニティ消防センター	町直営	1	1999	57.00
	宮ヶ崎コミュニティ消防センター	町直営	1	1990	56.00
	海老沢コミュニティ消防センター	町直営	1	2008	63.62
	小幡コミュニティ消防センター	町直営	1	1989	56.00
	秋葉コミュニティ消防センター	町直営	1	1990	57.00
	鳥羽田コミュニティ消防センター	町直営	1	1988	53.00
	下雨ヶ谷コミュニティ消防センター	町直営	1	1993	56.00
	上石崎コミュニティ消防センター	町直営	1	1992	56.00
	中石崎コミュニティ消防センター	町直営	1	1991	57.00
	長洲コミュニティ消防センター	町直営	1	1988	53.00
若宮コミュニティ消防センター	町直営	1	1993	56.00	

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

・消防庁舎は平成 24 年度に建築されております。住民の防災・安全を担う施設でもあり適切な管理・運営が必要となります。

・消防団は本部以外に 5 分団を組織し、コミュニティ消防センターを設置しています。消防団員の高齢化や人口減少により、団員確保が難しい状況となることが予想されます。

④基本的な方針

・防災・安全な施設を提供するため、計画的に修繕を行います。

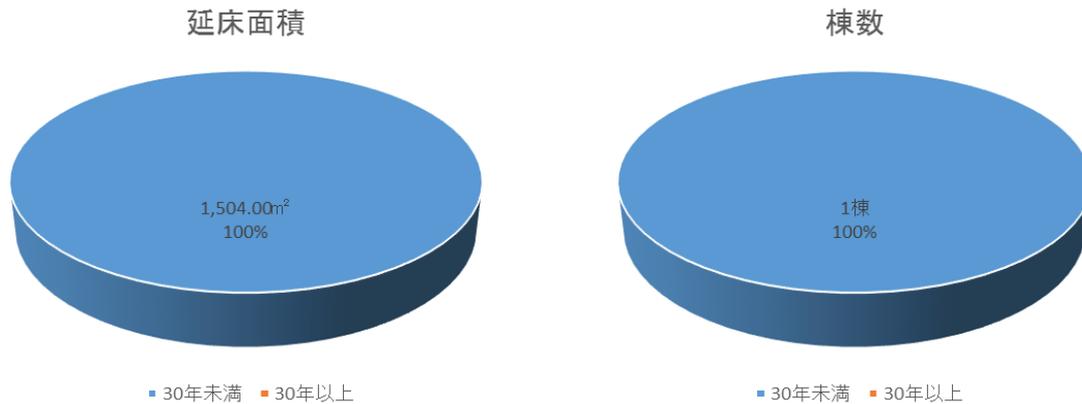
・コミュニティ消防センターについては、将来の人口減少や世帯動向を踏まえた消防団の再編等の可能性を踏まえて、施設の集約化や移設などの今後の在り方を検討します。

3) その他行政系施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
その他 行政系施設	茨城町斎場	町直営	1	1997	1,504.00

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

- ・ 斎場は平成9年度に竣工し、3基の火葬炉と式場を備えて、町内外の火葬と葬祭に対応しています。
- ・ 火葬炉及びその他の設備類については、維持管理に非常に経費がかかるため、計画的なメンテナンスを実施し、長期利用ができるよう適切に管理する必要があります。

④基本的な方針

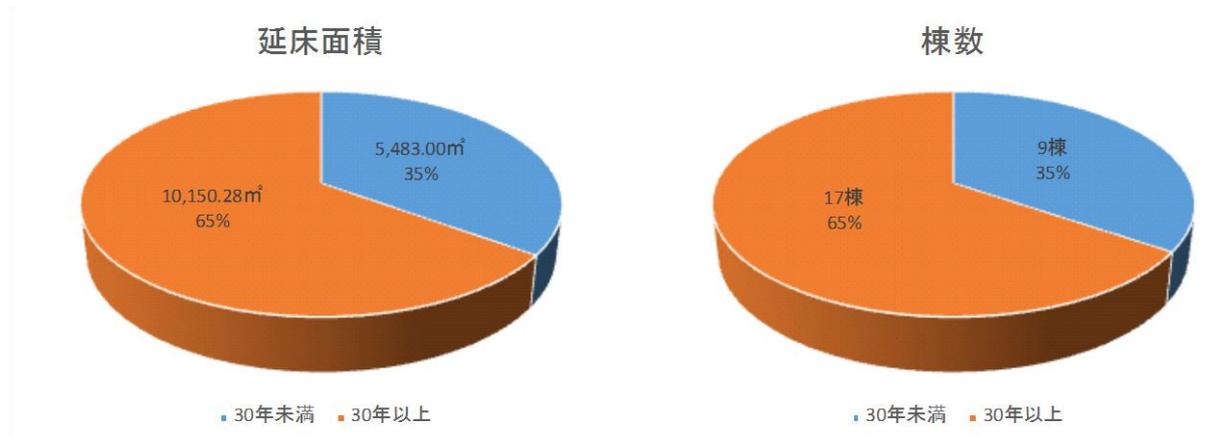
- ・ 斎場のサービスの向上を図るとともに、周辺環境保全に努めます。
- ・ 適切な管理運営に努め、施設の計画的な修繕を実施します。
- ・ 人口減少や火葬件数の動向等を見据えて、施設規模の適正化等を含め、将来の斎場のあり方を検討します。
- ・ 採算性が見込みにくい施設ではありますが、必要に応じて使用料の見直しを検討します。

(7) 公営住宅

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
公営住宅	奥谷団地集会所	町直営	1	1995	70.00
	奥谷団地 A 棟	町直営	1	1991	842.00
	奥谷団地 B 棟	町直営	1	1992	842.00
	奥谷団地 C 棟	町直営	1	1993	811.00
	奥谷団地 D 棟	町直営	1	1994	811.00
	奥谷団地 E 棟	町直営	1	1994	421.00
	奥谷団地 F 棟	町直営	1	1996	842.00
	下飯沼団地 A 棟	町直営	1	2000	422.00
	下飯沼団地 B 棟	町直営	1	2000	422.00
	小鶴住宅 (S 4 1)	町直営	2	1966	63.76
	小鶴住宅 (S 4 2)	町直営	4	1967	127.52
	谷田部住宅	町直営	1	1974	237.00
	長岡団地集会所	町直営	1	1979	70.00
	長岡団地 A 棟	町直営	1	1975	923.00
	長岡団地 B 棟	町直営	1	1976	923.00
	長岡団地 C 棟	町直営	1	1977	1,078.00
	長岡団地 D 棟	町直営	1	1978	739.00
	長岡団地 E 棟	町直営	1	1979	1,477.00
	矢頭団地集会所	町直営	1	1981	81.00
	矢頭団地 A 棟	町直営	1	1980	1,477.00
	矢頭団地 B 棟	町直営	1	1981	1,477.00
矢頭団地 C 棟	町直営	1	1982	1,477.00	

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

・公営住宅は、中層耐火構造の建物が 16 棟、簡易耐火平屋及び木造平屋が 7 棟あり、建築後 30 年以上の施設が半数を超えております。入居者が安心して暮らせるための維持管理が必要となります。

・現状では入居率が高く空き部屋が少ない状況ですが、人口減少により今後の公営住宅の在り方について検討が求められます。

④基本的な方針

・公営住宅長寿命化等計画を策定し、町営住宅の総量縮減や修繕等による長寿命化対策に取り組めます。

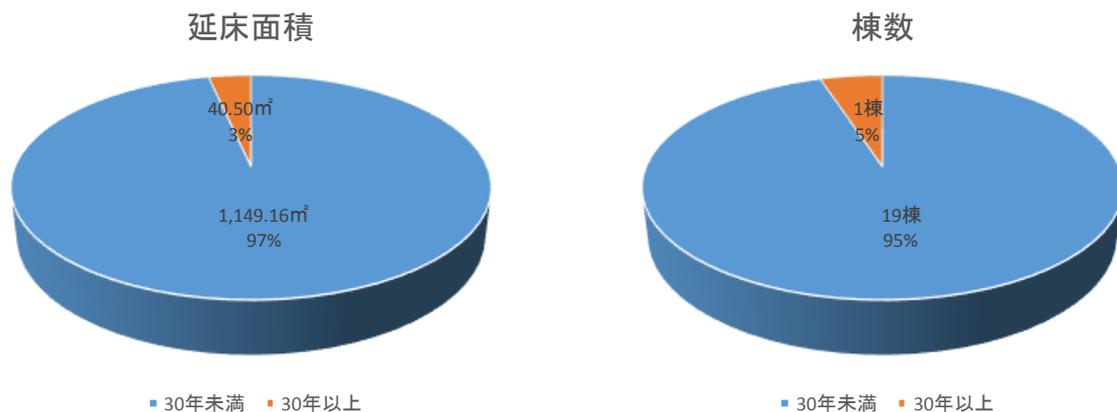
・入居者が安心して暮らすことのできる施設として、計画的な修繕等を行っていきます。

(8) 公園

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
公園	涸沼自然公園	町直営	7	1991	890.00
	網掛公園	町直営	1	1991	18.00
	広浦公園	町直営	3	1985	102.73
	親沢公園	町直営	1	1990	72.00
	奥谷公園	町直営	1	1991	9.25
	長岡公園	町直営	1	1994	1.30
	桜の郷中央公園	町直営	2	2013	37.06
	桜の郷みなみ台公園	町直営			
	茨城工業団地内公園・緑地	町直営			
	小幡北山植輪製作遺跡公園	町直営	1	1993	32.00
	桜運動公園	町直営			
	大戸さくら公園	町直営	1	1999	10.00
	小幡運動広場	町直営			
	涸沼台運動広場	町直営	1	1995	15.00
	広浦運動広場	町直営	1	1989	2.32

②建物の老朽化状況



③概要・課題等

・建築後 30 年未満の施設が 94%と大半を占めています。住民がレジャーとして集う施設でもあり、安全・安心な施設対策が必要となります。

・町民アンケートの結果、遊具等の補修状況については「比較的良い状態で満足している」と回答された方が 2.1%「現状で特に不満はない」と回答された方が 26.9%となっていますが、今後も、点検・保守・清掃等を計画的に実施することが求められます。

④基本的な方針

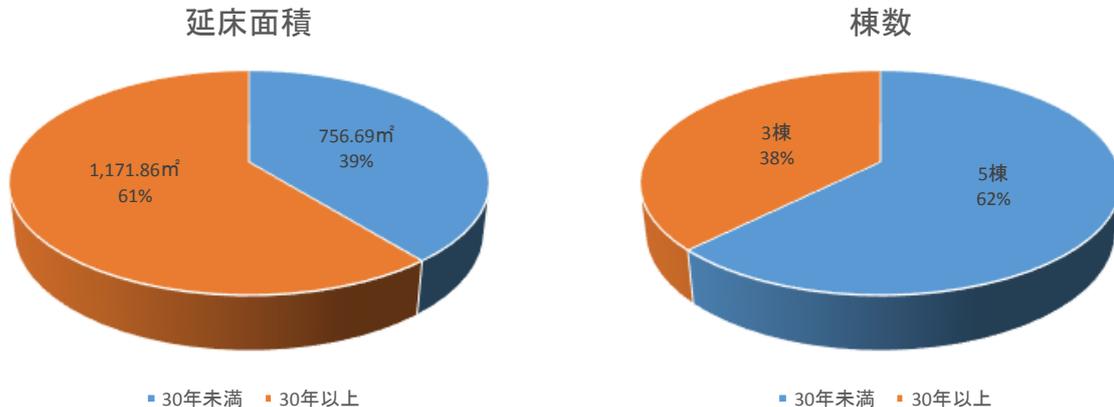
- ・住民が安全・安心に集える施設として、計画的な修繕等を行ってまいります。
- ・遊具、施設の点検を実施し、結果を踏まえて、劣化損傷箇所の修繕または施設の撤去を推進して、安全確保と機能維持を図ります。

(9) 上水道施設

① 基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
上水道施設	水道課事務所	町直営	8	1982	1,928.55

② 建物の老朽化状況



③ 概要・課題等

- ・ 上水道施設は、生活用水及びその他の浄水を町民等の需要者に供給するための施設です。
- ・ 本町の水道事業は、昭和 35 年の供用開始以来、必要に応じた拡張を行いながら維持管理を継続しています。現在は、維持管理に加えて水道施設の更新時期が次々に到来しています。
- ・ 町内にある 3 箇所の浄配水場には、合計 5 基、総貯水容量 8,500 m³の配水池があります。

④ 基本的な方針

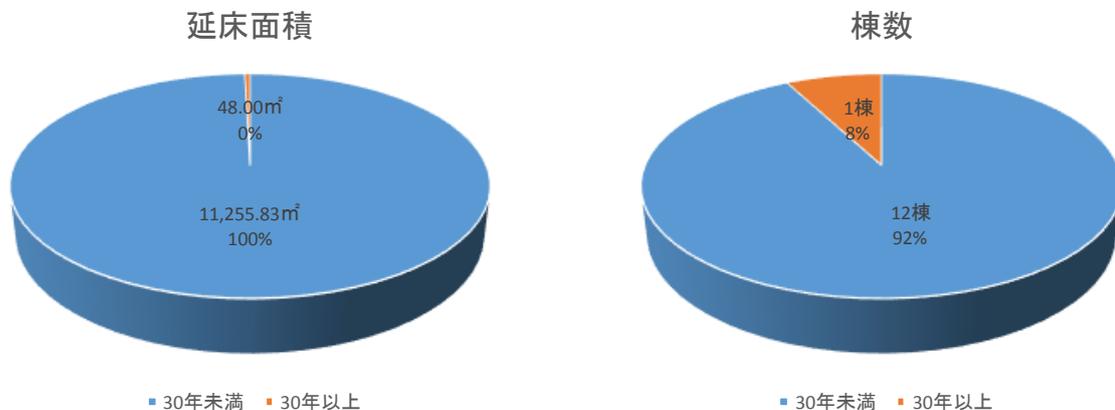
- ・ 計画的な保全により施設の長寿命化を図り、住民が安全・安心に利用できる施設として計画的な施設整備を行っていきます。
- ・ 今後の人口予測に基づいた適切な水需要の変化に対応するため、施設規模の適正化について検討します。また、将来的な広域化についても、その必要性を含めて検討します。
- ・ 水道事業経営の持続性と健全性を確保するため、適正な財政基盤の見直しを検討します。

(10) 下水道施設

① 基本情報

施設類型 中分類	施設名称	管理形態	棟数	建築年度 (最も古い年度)	総延床面積 (㎡)
下水道施設	茨城町浄化センター	町直営	4	2004	6,461.74
	茨城中央工業団地水処理センター	町直営	3	1999	2,872.00
	小堤排水ポンプ場	町直営	1	1986	48.00
	小鶴排水ポンプ場	町直営	1	1994	641.99
	飯沼地区農業集落排水処理施設	町直営	1	1995	240.84
	下石崎地区農業集落排水処理施設	町直営	1	1998	482.39
	湊沼南地区農業集落排水処理施設	町直営	1	2002	286.88
	逆川地区農業集落排水処理施設	町直営	1	2010	269.99

② 建物の老朽化状況



③ 概要・課題等

- ・本町の公共下水道は、環境衛生の向上と公共用水域の水質保全に資することを目的として、平成7年から整備を進めています。
- ・農業集落排水施設は、農業集落における生活環境の改善や農業用水路の水質改善、河川等の水質保全を図ることを目的に、平成4年から整備を進めています。
- ・処理施設・ポンプ場の運転管理に民間委託を導入し業務効率化を図っています。

④ 基本的な方針

- ・処理施設やポンプ場の更新・維持管理に多大な費用を要するため、点検・修繕により、施設の長寿命化と維持更新費用負担の平準化を図ります。
- ・施設の維持管理や更新費用等を含めた中長期的なコストを考慮したうえで、費用の縮減と負担の公平性確保に努めます。
- ・施設の維持管理費用の縮減を計画的に推進するとともに、事業の広域化・集約化についても、その必要性を含めて検討します。

2 インフラ系公共施設

インフラ系公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示します。

(I) 道路

①基本情報

平成 27 年度末時点

種別	延長(m)	面積(m ²)
一級町道	75,735	568,535
二級町道	32,914	189,445
その他町道	846,524	3,092,703
合計	955,173	3,850,683

②概要・課題等

・道路については、交通量や重要度に応じ、一級町道、二級町道、その他町道に分類して維持管理を行っています。平成 27 年度末時点で、延長 955,173m、面積は 3,850,683 m²となっています。

・町民アンケートの結果、舗装のひび割れ、わだち（凸凹）の補修について「やや状態が悪いところがあり不満である」または「とても状態が悪いところがあり不満である」という意見を合わせると半数以上となっているため、町民満足度の向上に努めていく必要があります。

③基本的な方針

・将来のまちづくりの方針との整合を図りつつ、既存道路の機能維持を優先し、財政状況及び維持管理体制を踏まえた計画的な整備を推進します。

・構造物毎（舗装、付帯設備等）に定期的に点検、診断を実施し、路面の損傷状況などを踏まえながら維持更新を行います。

(Ⅱ) 橋りょう

①基本情報

平成 27 年度末時点

種別	本数(橋)	延長(m)	面積(m ²)
15m以上	40 橋	1,628.81	12,772.25
15m未満	115 橋	729.20	3,220.34
合計	155 橋	2,358.01	15,992.59

②概要・課題等

- ・橋りょうについては、平成 27 年度末時点で 155 橋、延長 2,358.01m、面積は 15,992.59 m² となっています。
- ・15m以上の橋りょう及び交通量の多い橋りょうの維持管理における基本的方針として、平成 25 年 3 月、58 橋を対象とする「茨城町橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

③基本的な方針

- ・橋りょうについては、「茨城町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ適切な維持管理に努めます。
- ・「茨城町橋梁長寿命化修繕計画」に記載されていない橋りょうについても、安全確保のため定期点検を実施し、診断結果に基づく補修、補強等を実施するとともに、長寿命化修繕計画の策定を進めていきます。
- ・交通量や将来の維持管理等を踏まえ、撤去、集約化の可能性についても検討します。

(Ⅲ) 上水道施設

①基本情報

平成 27 年度末時点

種別	延長(m)
導水管	26,454.33
送水管	5,532.74
配水管	434,970.56
合計	466,957.63

②概要・課題等

- ・水道管の総延長は、466,957.63m に達し、町内全域を網羅しています
- ・水道管は、常に高い安全性を保ち、確実に機能することが必要であるため、劣化予測や耐用年数等を考慮し、絶えずメンテナンスを行っています。
- ・今後は、計画的かつ効率的な更新と経営基盤の強化が課題になります。
- ・水道管の耐震化については、老朽管の更新や公共工事に伴う布設替えなどに併せて計画的に進めていく必要があります。

③基本的な方針

- ・水道管の更新には莫大な費用と時間が必要であるため、今後の人口予測による適切な水需要の予測に基づき、計画的な整備や維持管理に努めます。
- ・老朽管の更新については、耐用年数に合わせて検討し、災害に対応した耐震性を有する管への更新を計画的に実施します。また、水の有効活用のため、漏水調査による修繕を実施します。
- ・水道管の維持管理や更新費用等を含めた中長期的なコストを考慮したうえで、適正な財政基盤の見直しを検討します。

(IV) 下水道施設

①基本情報

管路延長	平成 27 年度末時点
種別	延長(m)
公共下水道	66,607.75
農業集落排水	71,225.20
合計	137,832.95

②概要・課題等

- ・本町の公共下水道は平成 7 年の工事着手以降、着実な整備を進めたことにより、平成 27 年度末時点の整備延長は 66,607.75mとなっています。
- ・農業集落排水整備済地区は 4 地区あり、管路の総延長は 71,225.20mとなっています。
- ・公共下水道、農業集落排水ともに施設整備からの経過年数は少ないことから、大規模な修繕等は現在まで発生していませんが、定期点検等による現状把握が必要となります。

③基本的な方針

- ・今後、老朽化対策や維持管理に係る経費の増大が見込まれるため、効率的な整備を進めるとともに、接続促進を図り、使用料収入の確保に取り組みます。
- ・更新時には、将来の人口動態等を踏まえ、施設の維持管理コストを考慮した上で施設のあり方について検討します。
- ・施設の維持管理や更新費用等を含めた中長期的なコストを考慮したうえで、費用の縮減と負担の公平性確保に努めます。

第5章 フォローアップ実施体制

1 全庁的な取り組み体制の構築

本計画の対象は、町が保有するすべての公共施設等に及ぶため、これまでのように縦割りでの管理だけではうまく進めることはできません。

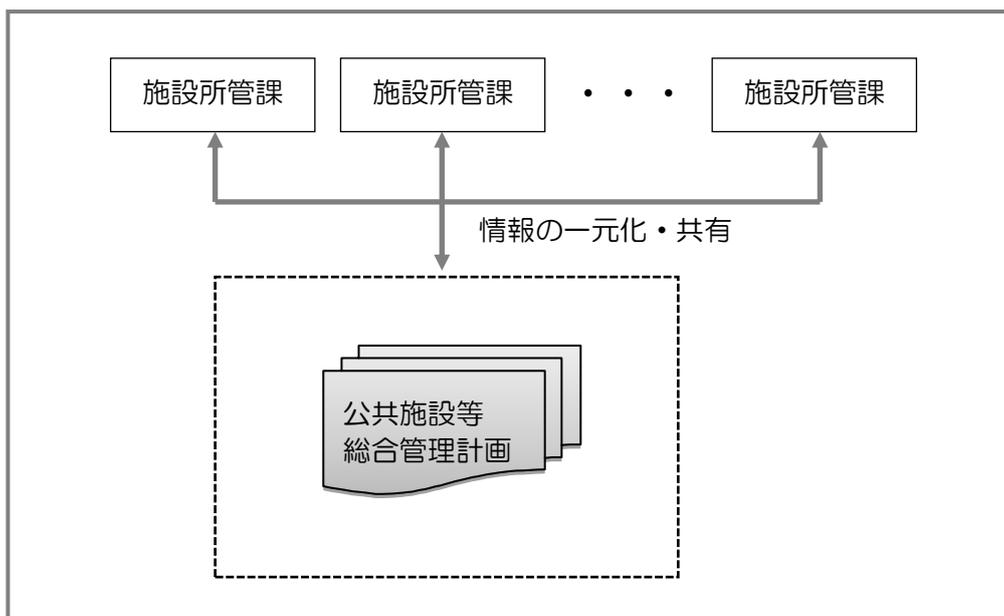
そのため、持続可能な公共施設の維持管理体制の確立に向けて、政策企画立案部署、財産管理部署及び施設所管課などが連携した全庁的な取組体制を構築します。

2 情報の一元管理と共有のあり方

公共施設等の情報については、道路については土木部局、教育施設については教育委員会など各部局において管理され、その情報が全庁的に共有されていませんでした。今後は戦略的にマネジメントを推進するため、図5-1に示すように点検・診断や修繕等の施設情報を適切な形で蓄積、一元管理し、それらのデータを有効活用することが必要となります。

一元化されたデータを庁内で共有し、施設の長寿命化計画や再編・再配置計画などの策定のための基礎情報として活用し、全庁横断的かつ効率的な管理・運営の実践を目指します。

図 5-1 情報の一元管理・共有のイメージ



3 フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくために、図 5-2 に示す PDCA（計画・実施・検証・改善）サイクルを実施します。

「PLAN・計画」では、本計画の策定を行います。

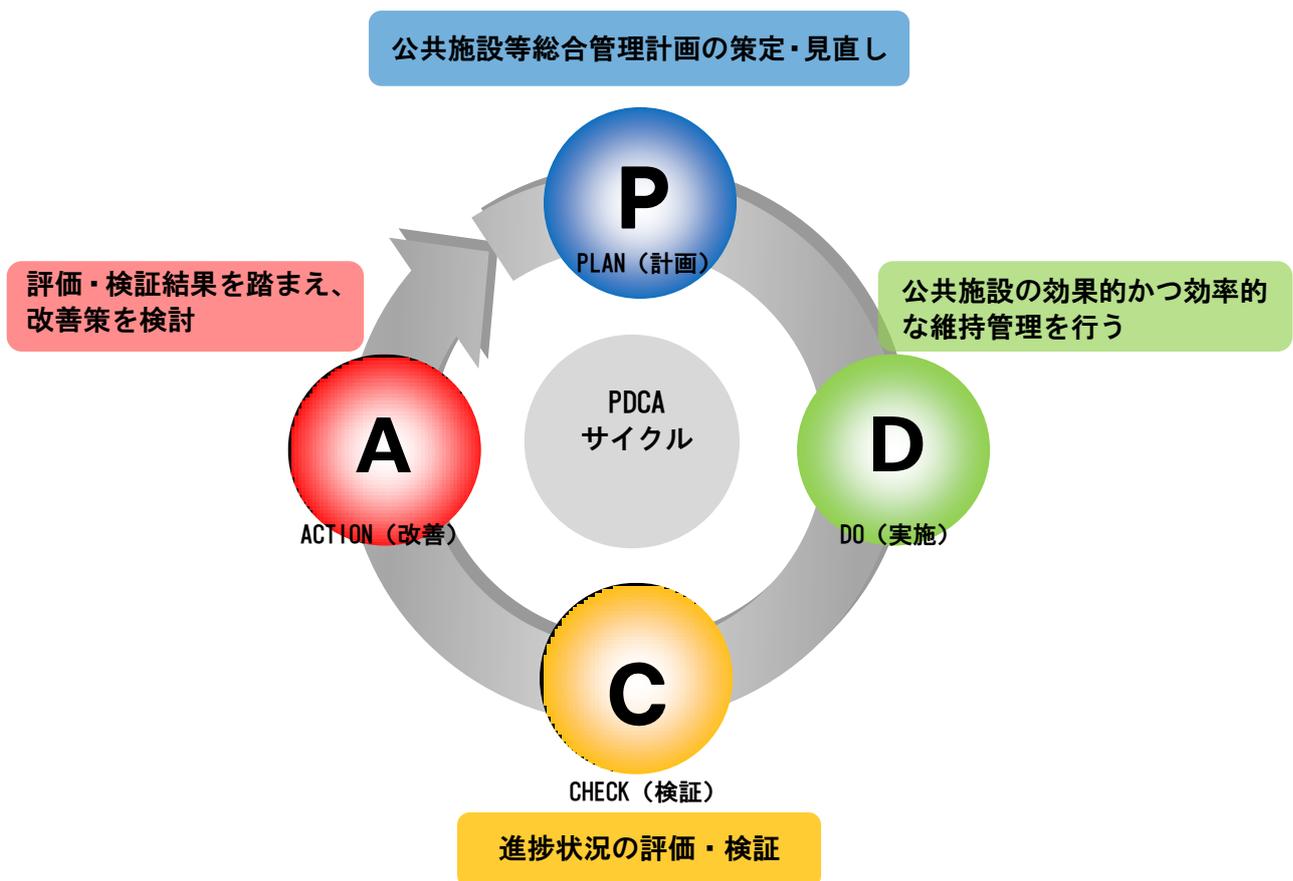
「DO・実施」では、大規模修繕や建替え、統廃合など、計画的な施設の維持管理・更新を行います。

「CHECK・検証」では、進捗状況の評価を実施し、情報の共有及び検証を行います。

「ACTION・改善」では、検証により洗い出された課題について、必要に応じて本計画を見直します。

本計画については、社会経済情勢の変化や関連する計画の策定・変更などが行われた場合には適宜見直しを行います。

図 5-2 フォローアップの実施イメージ



お問い合わせ

担当部署 茨城町総務部財政課

住所 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

T E L 029-292-1111 (代表)

F A X 029-292-6748

電子メール zaisei@town.ibaraki.lg.jp